

平成 3 0 年 6 月 2 0 日

平成 3 0 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 3 0 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 ( 第 2 号 )

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 6 月 2 0 日 ( 水 )

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 4 1 分

出 席 議 員 ( 1 0 名 )

1 番	吉 田 哲 也	2 番	藤 井 清 隆
3 番	村 山 一 彦	4 番	井 上 武 津 男
5 番	岡 田 泰 正	6 番	岡 本 正 意
7 番	畑 武 志	8 番	竹 内 き み 代
9 番	小 西 啓	1 0 番	岡 田 勇

欠 席 議 員 ( 0 名 )

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	犬石剛史
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	5番 岡田泰正 6番 岡本正意

## 議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議案第26号 平成30年度和東町一般会計補正予算（第1号）  
議案第27号 平成30年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第28号 平成30年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第29号 平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第30号 和東町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第31号 和東町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第32号 和東町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 7 発議第 4号 カジノの解禁、推進に反対し中止を求める意見書
- 日程第 8 発議第 5号 「国民健康保険制度の構造問題」の早期解決を求める意見書
- 日程第 9 議員派遣について
- 日程第 10 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまから、平成 3 0 年和東町議会第 2 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、5 番、岡田泰正議員、6 番、岡本正意議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

私のほうから、諸般の報告をさせていただきたいと思います。

去る 6 月 1 8 日午前 7 時 5 8 分に、大阪府北部地域を震源とする最大震度 6 弱、マグニチュード 6. 1 の地震が発生し、京都府におきましても京都市以南の地域では最大震度 5 強を観測するなどの状況となりました。この地域で和東町では震度 3 を観測しましたが、近隣の井手町、精華町では震度 5 弱を観測したことから、管理職員を招集し、午前 8 時 3 0 分から緊急の対策会議を開催いたしました。

昨日 1 9 日までの状況でございますが、地震による家屋等の倒壊、負傷者及びライフラインの被害はありませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

以上で、報告を終わります。

日程第3、議案第26号 平成30年度和東町一般会計補正予算（第1号）、議案第27号 平成30年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第28号 平成30年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第29号 平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上4件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第26号から議案第29号の提案理由を申し上げます。

議案第26号 平成30年度和東町一般会計補正予算（第1号）は、グリーンティ和東改修事業、和東運動公園駐車場等周辺整備事業、地方創生推進交付金事業、町道拡幅改良事業、コミュニティ振興補助事業、総合保健福祉施設整備検討事業等において

議案第27号 平成30年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、統合簡易水道整備事業、町道山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設替え事業において

議案第28号 平成30年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、マンホールポンプに係る修繕費並びに下水処理施設の維持管理経費において

議案第29号 平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、保険事業勘定における国・府負担金等の返還金並びに介護サービス事業勘定における人件費等の補正において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第26号 平成30年度和東町一般会計補正予算（第1号）について提案申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第26号

平成30年度和東町一般会計補正予算（第1号）

平成30年度和東町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,920万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,120万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月20日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入のほうから説明申し上げます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

14款国庫支出金、2億5,384万9,000円、1,683万円、2億7,067万9,000円。

15款府支出金、1億8,701万3,000円、224万8,000円、1億8,926万1,000円。

17 款寄付金、1,000 円、6 万円、6 万 1,000 円。

19 款繰越金、500 万円、2,576 万 2,000 円、3,076 万 2,000 円。

21 款町債、2 億 9,500 万円、1 億 430 万円、3 億 9,930 万円。

歳入合計、30 億 8,200 万円、1 億 4,920 万円、32 億 3,120 万円でございます。

めくっていただきまして、続きまして歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2 款総務費、5 億 5,056 万 8,000 円、4,729 万 7,000 円、5 億 9,786 万 5,000 円。

3 款民生費、6 億 7,831 万 4,000 円、100 万 9,000 円、6 億 7,932 万 3,000 円。

4 款衛生費、4 億 5,860 万 2,000 円、73 万 1,000 円、4 億 5,933 万 3,000 円。

5 款農林業費、1 億 2,371 万 8,000 円、6,610 万 3,000 円、1 億 8,982 万 1,000 円。

6 款商工費、5,425 万 3,000 円、2,021 万円、7,446 万 3,000 円。

7 款土木費、2 億 7,501 万 3,000 円、1,370 万円、2 億 8,871 万 3,000 円。

8 款消防費、2 億 1,618 万 7,000 円、15 万円、2 億 1,633 万 7,000 円。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額でございます。

続きまして、1 枚めくっていただきまして、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 追加。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

和東運動公園駐車場等周辺整備事業（過疎対策）、3,600万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

グリーンティ和東改修事業（仮称）お茶の駅和東整備事業（過疎対策）、5,610万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については前の事業と同じでございますので、省略をさせていただきます。

マウンテンバイクコース設計業務委託事業（辺地対策）、460万円。

計9,670万円でございます。

続きまして、2. 変更でございます。

これにつきましても、起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法により説明申し上げます。

町道拡幅改良事業（過疎対策）、2,170万円、証書借入又は証券発行。

なお、利率、償還の方法については、追加と同様でございますので、省略とさせていただきます。

補正後限度額でございます。2,930万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、先ほど申し上げましたように、追加と同じでございますので、以下、省略をさせていただきたいと思います。

計、2,170万円、2,930万円でございます。

続いて、予算に関する説明書、平成30年度和東町一般会計補正予算（第1号）、No.26に基づき説明申し上げます。

1ページから4ページにつきましては総括でございますので、省略をさせていただ

きまして、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入のほうから説明をさせていただきます。

なお、主な事業、補正額の説明とさせていただきたいと思います。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、8 目商工費国庫補助金、補正額 1,683 万円。

1 節商工費補助金で、地方創生推進交付金 608 万円、地方創成推進交付金（「お茶の駅」構想プロジェクト）1,075 万円でございます。

1 9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 2,576 万 2,000 円でございます。

1 節の前年度繰越金でございます。

2 1 款町債、1 項町債、1 目総務債、補正額 3,600 万円でございます。

1 節総務管理債、過疎対策事業債（運動公園駐車場周辺整備事業）で 3,600 万円計上させていただいております。

同款、同項、3 目農林業債、補正額 6,070 万円でございます。

1 節農業債、過疎対策事業債（（仮称）お茶の駅和東整備事業）で 5,610 万円、2 節林業債、辺地対策事業債（マウンテンバイクコース設計業務）460 万円でございます。

同款、同項、4 目土木債、補正額 760 万円でございます。

1 節道路橋りょう債、過疎対策事業債ということで、道路拡幅改良事業分でございます。

次に、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、歳入と同様に、主なものの説明とさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 620 万 8,000 円でございます。

主なものといたしまして、13節委託料で500万円。これにつきましては、会計年度任用職員制度導入業務委託料でございます。

また、15節工事請負費といたしまして、B&G海洋センターの簡易日除け工事85万円を計上させていただいております。

同款、同項、2目企画費でございます。補正額234万6,000円。

主なものといたしまして、13節委託料110万円。内訳につきましては、早稲田大学協働10周年記念イベント委託料70万円、重要文化的景観登録に向けた調査事業委託料40万円でございます。

続きまして、同款、同項、4目活性化対策費、補正額3,602万6,000円でございます。

15節工事請負費で和東運動公園駐車場周辺整備事業工事請負費3,600万円を計上させていただいております。

続きまして、2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、補正額157万7,000円でございます。

7節賃金、これにつきましては、産前産後育児休暇代替職員に係ります臨時職員賃金でございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

5款農林業費、1項農業費、6目農業施設管理費、5,669万2,000円。

主なものといたしまして、13節委託料、工事施工管理委託料、15節工事請負費、グリーンティ和東改修工事5,449万7,000円でございます。

続いて、5款農林業費、2項林業費、2目林業振興費、補正額929万1,000円でございます。

主なものといたしまして、13節委託料で1,067万5,000円。内訳といたしまして、MTBスタートコース詳細設計委託料466万6,000円、保安林解除申請図書作成委託料257万1,000円、町有林間伐等事業委託料205万4,000

円でございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、補正額1,690万円で  
ございます。

これにつきましては、13節委託料、お茶の駅構想パンフレット作成業務委託料1  
50万円、19節負担金補助及び交付金、お茶の駅構想プロジェクト雇用促進助成金  
500万円、お茶の駅構想プロジェクト創業支援助成金100万円、めくっていただ  
きまして、11ページ、12ページの上段でございます。お茶の駅構想プロジェクト  
茶源郷和東PR事業助成金340万円、お茶の駅構想プロジェクト交流拠点設備助成  
金500万円、お茶の駅構想プロジェクト新商品開発と販路拡大助成金100万円で  
ございます。

同款、同項、2目観光費でございます。補正額331万円です。

主なものといたしまして、13節委託料、観光看板作成委託料20万円、観光客誘  
導事業委託52万8,000円、観光PRグッズ作成委託料122万9,000円でご  
ざいます。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、補正額600万円でございます。

これにつきましては、13節委託料、測量設計業務委託料500万円、15節工事  
請負費、町道維持修繕工事費100万円でございます。

同款、同項、3目道路新設改良費、補正額760万円でございます。

22節補償補填及び賠償金といたしまして、補償金、水道の布設替工事でございま  
す。760万円を計上させていただいております。

13ページ以降につきましては、給与費明細を載せさせていただいております。ま  
た、お目通しのほうをお願いします。

なお、特別会計につきましては、それぞれの担当課長から説明申し上げますので、  
よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

私のほうからは、簡易水道特別会計及び下水道特別会計についての補正をご説明させていただきます。

議案書、議案第27号をお開きください。

議案第27号

平成30年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,316万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,146万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月20日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

歳入歳出予算補正、第1表でございます。

まず、歳入でございます。

2款分担金及び負担金、補正前の額71万2,000円、補正額760万円、計831万2,000円。

3款国庫支出金、3,086万円、146万8,000円、3,203万2,000円。

6 款繰越金、1 0 0 万円、6 9 万 2, 0 0 0 円、1 6 9 万 2, 0 0 0 円。

8 款町債、1 億 1, 8 7 0 万円、2, 3 4 0 万円、1 億 4, 2 1 0 万円。

歳入合計、2 億 8, 8 3 0 万円、3, 3 1 6 万円、3 億 2, 1 4 6 万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

2 款施設費、補正前の額 1 億 4, 3 7 1 万円、補正額 3, 3 1 6 万円、計 1 億 7, 6 8 7 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、第 2 表、地方債の補正でございます。

#### 1. 変更。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

水道施設整備事業、1 億 1, 8 7 0 万円、証書借入又は証券発行、年 5. 0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後、限度額 1 億 4, 2 1 0 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

計、1 億 1, 8 7 0 万円、1 億 4, 2 1 0 万円でございます。

資料 N o. 2 7、予算に関する説明書の総括を省かせていただきまして、5 ページ、6 ページの歳入をお開きください。

歳入歳出につきましてはの説明を行います。

#### 2. 歳入。

2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設費分担金、補正額 7 6 0 万円。

工事分担金でございます。7 6 0 万円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、施設費国庫補助金、補正額 1 4 6 万 8, 0 0 0 円。

1 節施設補助金でございます。これにつきましては、簡易水道施設整備国庫補助金が減額になりまして、生活基盤施設耐震化交付金のほうに振りかえることになりました。

8 款町債、1 項町債、1 目施設債、補正額 2, 3 4 0 万円。

1 節施設費で水道施設整備事業債でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

歳出。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費でございます。補正額 3, 3 1 6 万円。

主なものとしましては、1 5 節工事請負費、山口線の補償工事 7 0 0 万円、それから、水道統合債で 2, 5 4 0 万円、計の 3, 2 4 0 万円でございます。

以上、議案第 2 7 号 簡易水道特別会計の補正でございます。

続きまして、議案書、議案第 2 8 号をお開きください。

議案第 2 8 号

平成 3 0 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 3 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2, 3 2 3 万 1, 0 0 0 円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 6 月 2 0 日提出

1枚おめくりください。第1表でございます。

第1表、歳入。

5款繰入金、補正前の額1億5,123万円、補正額73万1,000円、計1億5,196万1,000円。

歳入合計、2億2,250万円、補正額73万1,000円、2億2,323万1,000円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

2款管理費、補正前の額4,062万2,000円、補正額73万1,000円、計4,135万3,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

説明資料No.28をお開きください。

総括は省略させていただきまして、5ページ、6ページでございます。

歳入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額73万1,000円。

1節の一般会計繰入金でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

2款管理費、1項施設管理費、2目管渠管理費、11節需用費、主に、マンホールポンプの修繕費60万円でございます。

以上、議案第27号・第28号特別会計の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

私のほうからは、議案第29号 平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書をお願いいたします。

議案第29号

平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,670万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ814万2,000円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月20日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

9款繰越金、1万6,000円、1,540万円、1,541万6,000円。

歳入合計、6億1,130万円、1,540万円、6億2,670万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

同じく、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

7 款諸支出金、7 2 万円、1, 5 4 0 万円、1, 6 1 2 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

次に、資料のほうをお願いします。

予算に関する説明書、平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）（保険事業勘定）の資料No. 29でございます。

1 ページから4 ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

5 ページをお開きください。

歳入でございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額1, 5 4 0 万円。

1 節前年度繰越金でございます。

1 枚めくっていただきまして、歳出でございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額1, 5 4 0 万円。

2 3 節償還金利子及び割引料で、これにつきましては、介護給付費の額の確定に伴います国・府への返還金で、1, 5 4 0 万円でございます。

続きまして、議案書のほうにお戻りいただきまして、先ほどの介護保険事業勘定の続きのページでございます。

介護サービス事業勘定の第1表 歳入歳出予算補正。

これにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

3 款繰越金、0 円、1 4 万2, 0 0 0 円、1 4 万2, 0 0 0 円。

歳入合計8 0 0 万円、1 4 万2, 0 0 0 円、8 1 4 万2, 0 0 0 円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

これにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、7 0 0 万6, 0 0 0 円、1 4 万2, 0 0 0 円、7 1 4 万8, 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料のほうをお願いいたします。

予算に関する説明書、平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）（介護サービス事業勘定）、資料No.29でございます。

これにつきましても、1ページから4ページまでは総括ですので、省略させていただきます。

5ページのほうをよろしくをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額14万2,000円。

1節前年度繰越金でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額14万2,000円。

これにつきましては、2節給料15万2,000円、3節職員手当等14万円、4節共済費1,000円、7節賃金が△15万1,000円となっております。これにつきましては、4月の人事異動に伴います職員の給与でございます。

9ページ以降に給与費明細書をつけさせていただいております。また、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

それでは、私のほうから、二、三点質問させていただきたいと思います。

一般会計補正予算（第1号）で、一般管理費で18番の備品購入で、ドライブレコーダーがあります。これは町のほうで何台の車に対して今回何台このドライブレコー

ダーをご購入されるか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

10台分の公用車につきましてドライブレコーダーを設置するという事で、特にマイクロバス、農村振興課と福祉課のほうでございます。この2台を含め合計10台の公用車の設置を予定しておるところでございます。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

町のいわゆる車、全部で大体どれぐらいあるんか、その点もお聞きしたいんですけども。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

消防自動車を含めて65台ということで聞いておるところでございます。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

65台のうちの今回は10台ということですね。そして、これから先についてもやはりこれをまた全体的つけていくというような形をお考えなんでしょうか、その点についてもお聞きしたいです。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、今回の10台につきましては、各課最低1台をつけるということで、主に町内・町外の出張等ですね、使う車を中心に考えておるところでございます。今後につきましては予算の中で計画的に順次つけていくと。

しかしながら、総務課の公用車4台につきましては、既に設置済みでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

このドライブレコーダーをつけていただくというのは実にありがたいことですので、ぜひ、これからも進めてやっていただきたいと思います。

次に、同じ部署のいわゆる観光費の問題でお聞きしたいです。

前回、私が一般質問でさせていただきました委託料で観光看板の作成料や観光誘導委託料を、これを早速予算化していただいたのはありがたいことでございます。そして、その次に観光PRグッズ作成委託料というのがございます。これはどういうものか少しお聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、現在、お茶の試飲用の紙コップでありましたり、あと、和東町の紙の手提げ袋ですね、こういったものを以前つくっておったんですけども、大分在庫のほうがなくなってまいりましたので、それを補充する形で今回予算計

上させていただきました。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

過去につくったものだけのものを再度つくるとのことだけなんですか。そこに新しくつくるということを考えておられないんでしょうかね。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

今現在のところは、その二つを考えておるんですけども、予算の範囲内で融通をつけてですね、ほかのところも必要に応じて予算を割いて回していくというふうな形も検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

観光に関してはこれからPRしていくところがたくさんございます。また、予算の関係もありますけれども、そういう意味合いの中ではいろいろなことを考えてやっていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、まず、先ほど冒頭、町長のほうから大阪の地震について若干報告がありまして、報告によりますと、幸いにも町内では被害は報告されてないということで、その点は大変よかったというふうに思うんですけども、ただ、やはり被災地のほうでは、残念ながら犠牲になられた方、また、被災された方が多数出ておられるということで、その点については心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思うんですけども、先ほど被害の報告はなかったということだったんですけども、引き続き、余震のほうも続いている中で、町としては一定の期間、警戒態勢をとっていただいていると思うんですけども、現在のその辺の体制について少し説明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

私のほうからお答えさせていただきます。

和束町では、町長が報告申し上げましたように震度3ということで、和束町の防災の関係の災害警戒本部の配備事項にはなっておりませんが、やはり近隣の町村で震度5弱の地震があるということで、総務課の職員になります、私と主幹、消防主任が緊急の対応をします。また、庁内職員につきましては自宅待機等必要に応じてすぐに出れるような体制でということで指示をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それで、今回、和束につきましては震度3ということで、近隣に比べますと震度自身は弱かったわけですけども、ただ、やはり近隣自身が震度5、または大阪方面でいえば6ということで、公共交通機関等にも運休などで大変影響が出てたわけですけども、その辺も含めまして、先日の質問でも災害の関係とか出てたわけですけども、そ

れも踏まえて一定の対応をしていただいたとは思いますが、その辺について報告をいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、住民向けということで、同日の6月18日の9時10分ぐらいですが、防災行政無線によりまして住民の方に、奈良交通につきましては通常運行、ただし鉄道につきましては全て近畿圏内の鉄道が運休されているということで周知をさせていただいたところでございます。

また、課題でございますが、実際、7時58分の地震が発生いたしまして、私、ちょうどそのころ役場に到着をいたしました。役場の庁舎の震度計で震度3という確認をさせていただいて、和束保育園の園児がもう既に登園している時間でございますので、すぐに保育園に連絡をとりまして、避難状況、建物の状況を確認させていただいたところでございます。

しかしながら、携帯電話につきましてはやはりつながらないという状況でありましたので、このあたりもう少しNTT、携帯電話会社を含めまして要望をさせていただきたいということで考えているところでございます。

また、6月18日の午後7時半でございますが、気象庁のほうから1週間程度は注意をしてほしいという通知がございましたので、住民向けに注意喚起のお知らせを行っているところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回の補正とは関係ないことであれなんですけども、あと1点だけ、ご存じのように、今回の地震におきまして、いわゆる被災地のほうで学校の壁が崩れまして犠牲者が出るということで、大変痛ましい事故があったわけなんですけども、それを受けて、今、大阪府では、また、文科省のほうも含めて一定の点検等を行うようにということで通知等も出ているようなんですけども、和東におきましても、学校はもちろんなんですけども、町内におきましていわゆる道路沿いの家屋の壁であるとか塀というのは多く存在しております、一定その点での危険な箇所も想定されるわけなんですけども、その点についてはまた教育委員会等も含めまして連携してそういった取り組みもしていただきたいと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和東小学校、和東中学校につきましては、昨日の午前中でございますが、既にブロック塀の点検を行ったということで教育委員会のほうから連絡がございました。和東小学校、和東中学校につきましても該当がないということで報告を受けてるところでございます。

また、民家等のブロック塀の関係でございますが、岡本議員がおっしゃるように、和東町は相当多いということで思っておるところでございます。地域の消防団、区長様と連携しながら確認等を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

よろしく願いしたいと思います。

それでは、本題のほうですけれども、今回、全体的な話ですけれども、補正予算全体を見ますと、一般会計でいいますと補正額が1億4,920万円ということになっております。そのうちいろいろと見ておきますと、おおよそ1億2,000万円程度がいわゆる観光関係の経費ということになっていていると思うんですね。一定もちろんいろいろしていただいている中ですから、必要な予算もあると思うんですけれども、ただ、やはり印象として、町として観光しかやってないのかというような印象を受けるような予算でもあるというふうに思うんです。それで、そういった点では、やはりまださまざまに行政課題等もある中で、私はしては大変バランスを欠いた補正ではないかというふうな印象を受けたわけですが、町長はその辺いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、観光しかと、こういうことなんでございますが、行政というのは、やはりまちづくりをどう進めていくかというのが非常に大事であります。そのきにはやっぱり住民、大きく言うて福祉の増進にあります。当然それを高めていくため、そこには産業も活性化していかなきゃならない。そのように考えていきますと、今、和東町でいろいろと取り組みが進んでいただいたともう少し手を入れていかなきゃならないこと、こういうことがあるわけでありませう。

当然、和東町は、ご案内のとおり、京都府の景観資産にも指定いただき、日本遺産にも指定いただいたと。これにきっかけに和東町の歴史、文化、自然、これが和東町のまちづくり、先ほど言いましたように、社会福祉増進に向けて、最終ですけれども、大事な資源であるわけです。それをどう高めていくか、これが非常に大事なことであります。

今、ようやく火がつきかけたというときであります。この火がつきかけたときに火

を消してしまうと、また、もともなくなってしまおうと思います。こういう流れにどう乗るかがタイミングであります。このタイミングを逸することなく、今回に補正をさせていただきました。この流れではそういったまちづくりの流れであります、コア的というんですか、ポイント的にとらえたら観光ということになりますが、この行き先を町のまちづくりが元気で、そして、地域ブランドある和東茶が普及し、そして、それを基幹産業としている和東町のまちづくり、住民福祉が向上していく、このことを目指してやっていくと、この点でご理解をひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もちろんそういった点も重要なわけですけども、3月の本予算ではですね、一定、子育ての問題等で一定の前進がありましたけれども、一方で、介護保険であるとか後期医療であるとか、また、国保についても十分引き下げが可能であったにもかかわらずですね、京都府が言われていた引き下げ効果もなく据え置かれたということもありますし、また、先日も要望いたしましたけれども、大変、いろいろと声も上げられております通学補助等も含めましてですね、暮らしにかかわる施策の負担増とか不十分な点がまだまだある中で、6月補正という点では、それをどう肉づけしていくかということが一方でやはり大変大事な問題だったと思うんですね。そういった点では、今回の補正を見た限りでは全く検討された形跡もありませんし、肉づけもされてないという点では大変残念だというふうに思うんですね。

それで、具体的な話なんですけども、まず、総務費の活性化対策費の工事請負費で3,600万円上がっております。これは運動公園駐車場周辺整備ということで、いわゆるこの間の観光客の増加を受けまして駐車場をどう確保するかということは、それはそれで大きな課題だというふうに私も思いますけども、まず、この点についての

今回の工事請負についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

3,600万円の内訳につきましては、現在、1,600万円程度の工事を発注したわけなんですけども、その予算自身につきましては、当初、あの場所につきましては、上の土を川下というんでしょうかね、川のほうに引っ張った形の中で整備できるのなということで予算化させていただきまして、工事費用を組ませていただいたんですが、やはり土質が悪いという部分がございます。

現在、工事をしておる部分につきましては繰越事業ということでさせていただいておりますけども、それではなかなか駐車場機能として十分な整備ができないというようなところもございましたので、今回、補正をお願いいたしまして、仕上げていきたいというような方向でございます。

今の分につきましては、この前の一般質問でも若干ご説明させていただきましたけども、周辺の水路、それから水抜きですね。あと、駐車場につきましては2段階で下と上と。上の部分につきましては、何かの形のイベントとか、またスポーツにも使えたらいいなというような方向で考えておまして、今回の補正予算につきましては、下部の仕上げ、また周辺の仕上げ、駐車場機能として十分活用できるような形に整備したいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、駐車場機能としては十分できるよという話でしたけども、この間のいわゆる大型の観光バスが多く入ってくるということで、大変、府道沿いの駐車等が問題に

もなりまして、それをどうするべきかということもあったと思うんですが、そういった対応という点での今回の整備というのものもあるんでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この前も一般質問等で、高橋のほうに観光バスがとまってですね、観光に来られた方が石寺景観を見られて帰ってこられるまで待っているとかいうような形で、道路上に駐車されていたというようなこともございます。

おっしゃったように、今回、その駐車場につきましては、観光バスもとめられるような形で、路盤のほうも強化した形でやっていきたいと思えます。そういったことがあって、そこにバスがおけるというようなことが旅行社のほうにわかれば、そこにバスをとめて歩いて行っていただくというような形で、高橋にバスをとめて観光客をおろすというような活用じゃなくて、今、整備します駐車場のほうにバスをとめていただいとというような形でも考えておりますので、よろしくお願ひしたいです。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、そういうことでも対応もしたいということでしたけど、それでは、今の駐車場ですね、今現在は、例えば大型バスが来た場合にはいわゆる施設の前のところをあけて、そこに駐車していただくと。一般の車両については全て後ろのほうの駐車場に回っていただくということで、この間、対応いただいたというふうに思うんですけども、大型バスもとめられるようにしたいということでしたけども、現在の進入路でそれも可能だということでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在の状況では難しいのかなというふうに考えております。ですので、今、案として考えられる部分につきましては、一段上のガラスハウスと製茶工場の間のところですね、そこに、昔、お茶の水耕栽培ということで、1年間通してお茶を摘みとれるというような形でガラスハウスを建てておるんですけど、その部分につきまして撤去をさせていただきますして、その空間の部分バスが入れる幅になるかなという幅がありますので、そこを使って進入路としたいと。

ただ、今回の工事費の中には河川側の、今現在、黒い土のうに土を入れまして、鉄板を敷いて道幅を確保しておりますけど、そこのほうの擁壁も強化していきたいと思っておりますので、そのあたり、仕上がったらバスが通れる幅ではございますけど、若干入り口のほうが厳しいので、今おっしゃったように、グリーンティ和束の駐車場からそのまま突き進んでいただいて、今、整備している駐車場のほうに入っていくという形で利活用していただくという形になるかと思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

となりますと、今回の3,600万円の工事だけでは全て対応できないということだと思っておりますね。ということは、さらにまた大型バスを裏の駐車場に入り込むだけの進入路を確保するためのさらなる工事というものも必要になってくるということだと思っておりますね。それはいつごろできるのかとか、どの程度かかるのかとかいうことは存じませんが、今回のいわゆる駐車場自身の機能強化であるとか、また、そういった府道などでの駐停車がないようにするということがそのものは必要なんですけども、ただ、やはりこの駐車場、いわゆる今回は新たに駐車場を確保するということが

やなくて、今やっているところの整備をさらにグレードを上げていくというための工事なんですね。

先ほど1,600万円程度の繰り越しで云々という話がありましたけども、この事業そのもののいわゆるあそこの土地を買うということも含めてだと思えますけども、繰り越された明許の関係でいいますと、約5,000万円の規模の駐車場の整備という件ですよ、これまでも一応支出しているわけですね。さらにこれにプラス3,600万円をかけて機能強化していくと。今度、大型バスをスムーズに入れておこうと思ったら、また、さらに工事が必要になってくるとなりますとね、あの駐車場だけで1億円以上のお金が吸い込まれるといったことになると思うんですよ。これは駐車場の必要性という面ではそうですけども、ただ、この駐車場だけに大変なお金が吸い込まれているという現状というのは一体どうなのかと思うんですよ。

先日もいいましたけどもね、要は、いろいろと想定を上回るような観光地へ来られて、そのたびに問題が起こって、そのたびに対応して、何か起こったらまたそのたびに対応してっていうね、そういうふうにしますって言われました、この前ね。それは大変、後手後手な問題であって、何か問題が起こらなかつたら何もしないみたいな、そういうような対応をされていると思うんですよ。

今回の駐車場の問題だって、そもそもどういう想定でこの駐車場の整備をされてきたんかということがあると思うんですよ。先ほど課長がいろいろ言われたことっていうのは十分想定されたことだと思うんですよ。今になって、こういう問題があるから機能強化するとかね、そういうことが続いていると思うんですよ、町長。幾ら、先ほど町長が言われたチャンスを逃さずに観光とかの問題、まちづくりを進めていく上でやっていくんだということはあるにしても、打ち出のこづちのようにお金があるわけじゃありませんからね、やはり何をするにしても一定合理的に、一定見通しを持ってやらないと、どんなお金があっても、もともとは皆さんの税金ですから、そういう点で大変見通しがいい事業をされているんじゃないかなというふうに思うんですけ

ども、その辺、町長、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、大きく言えば、まちづくりというところですが、最近はこういう観光の脚光も浴びてきました。しかし、今後想定できる全ての整備というのは、今、言われますように、道も含めてですね、非常にこれはやはり1つ1つ広めていくという観点に立たないと、和東町の財政規模では非常に難しい問題があります。

今回の件でございますが、今回の件で先ほど課長も答弁いたしておりました、単なる駐車場ということではなかなか難しい。あわせて、駐車場というより多目的広場というんですか、そういうことなんです。多目的駐車場というんですか、あの機能を二段にして、上にはゲートボールというんですか、今、はやりのスポーツとか、グランドゴルフですね、そういうことも可能だとか、また、いろんなこれから想定できる、そういう面に使えるものと、そういうものが考えられます。

あわせて、和東町の観光の行政を進めていく上においては、拠点づくりというのが大事であります。今までは茶源郷ゾーンということで、一応、その拠点にしてまいりました。そして、茶カフェ一体を、運動公園一体を進めてまいりました。今回もこういうきっかけで、ちょうど今回の補正予算にも上げさせていただいておりますように、いわゆる今回、経産省は東京一極集中と、これを何とかやって、地方にもっと分散していかなきゃならない。経済の流れもそうしていかなきゃならない。そのためには地域の事業者が頑張ってもらわなきゃならない。そのためには、あそこに牽引的な事業を入れていく。そして、和東町の経済全てが元気になる。こういうことを考えていく中で、今の段階としては何が必要かということで、一つは今ここで提案させていただ

いた事業内容になっております。

もう一面でございます。もう一つの角度から申し上げますと、和東町の財政運営からでございます。

和東町の財政運営というのは自主財源というんですか、非常に乏しい町であります。こうして補助金や交付金、起債に頼っているわけでありまして。そして、これが全ていいということが全部これはいいいわけでありましてけども、財源確保という点から考えますと、そうはなかなかいかないというときがあります。そのためには、その都度その都度の時代の流れに合った財源確保、それをとることによって、こうして補正を都度お願いして入れていく。これを一般財源で全部つぎ込んでやってしまえば、それはそれでいいんでしょうけども、ご案内のとおり、和東町の財政事情はそういうことは許されない。最小限やっていく。一般財源でもなかなかいかない。そういう意味で、和東町は幸い過疎地域に認定をいただいております。過疎の起債が受けられることが大前提で、そして事業を進めていると、こういうことでもあります。

そういうことを考えていきますと、総合的に考えていく。やはり理想的にあるべき姿というのは、今、岡本議員が言われたように、一遍にやっていきたいんですが、これもどの点で一遍かというのは非常に難しい。道路まで含めて、駐車場を全部含めて、また財源の確保も含めて、こういうことでもありますので、こうして1つ1つ確保できた点、そして、やらなきゃならない、今やっておくほうが大事だと、こういうものを含めて進めていくという観点に立っておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（岡田 勇君）

質疑の途中ですが、ただいまから10時45分まで休憩します。

休憩（午前10時35分～午前10時45分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

4 番、井上議員。

○ 4 番（井上武津男君）

それでは、私のほうからもう 1 問だけ質問させていただきたいと思います。

和東町下水・水道関係の質問でございます。

ページが 8 ページの需用費の修繕費なんですけれども、これはマンホールポンプのことで今回上がっております。予備を含めてマンホールポンプが現在何基あるか、まずお答え願えますでしょうか。

○ 議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

まことに申しわけございません。現在、和東町内のマンホールポンプ全ての数というのは今ここで把握しておりません。申しわけございません。

○ 議長（岡田 勇君）

4 番、井上議員。

○ 4 番（井上武津男君）

マンホールポンプの耐久年数は大体どのぐらいのものか、それについてもお答え願いたいと思います。

○ 議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

耐久については約 10 年から 15 年と伺っております。ただ、うちのポンプにつきましては当初から動いているものを若干修繕等でオーバーホールして使用しているも

のと両方に現在はなっております。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

今回、修繕費の部分で何基を修繕されるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

今のところ2基と考えております。2基でございます。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

マンホールポンプなんですけどね、これは今、全部で何基あるかということをお聞かせいただけなかったんですけれども、大体1年間においてどれぐらいずつ補修を考  
えておられるのか、その点についてもお聞きしたいです。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

基本的に修繕につきましては、事象が発生した時点ということでなっております。  
大体、毎年1基から2基がオーバーホール、もしくは入れかえということになります。  
汚泥が詰まったり等の原因がほとんどですので、今までのところは修繕の中でもオー  
バーホール等で対応してきた部分が多々あるのが現実です。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

かなりの数のマンホールポンプがいわゆる予備を含めてあると思います。大体10年から15年たったときにはかなりの数の修繕もしくは新しく買いかえしなければならないかと思いますが、その点についてはどうなのでしょうかね。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

現時点につきましては、発生した事象に合わせて修繕を行っているのが現実でございます。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

いわゆる10年から15年のスパンの間にある程度の予測を立てて、大体年間どれぐらいのものであるかということを考えていただいて、その予算というものを常に考えていただきたいと思います。

私の質問はこれで終らせていただきたいと思いますが、特に、この前のような大きな地震が起きたときにはこういうものが機能しなくなる場合も常に考えられますので、それについては十分考えていただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

説明で不足の部分もございますので、あえて補足させていただきます。

マンホールポンプにつきましては、毎年、大体10月に年次点検を行っております。この段階で修繕等が必要なものについては当初の予算で上げさせていただきまして、それ以外の部分については、そのときの対応で補正ということによってさせていただいてると。

あと、マンホールポンプにつきましては一つのマンホールに大体2基を据えております。交互でどちらかが動くというような状況は常に保っておるのが現実でございます。ただ、今回の震災の場合のような事件が発生した場合につきましては、今後対応していく必要があるとは考えております。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでは、私、補正の話に入る前に、17日の新聞に東京オリンピック、パラリンピックの旗が京都府内をめぐるという新聞に載っておりました。和束町は7月28日に来るとのことなんですが、展示はどのような方法を考えておられるんかお聞きしたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

基本的に東京オリンピックの旗、これは初めてですが、各都道府県を全部回ります。そして、今、新聞に載ったときに、京都府に受けることになりました。京都府は、北から南へと引き継いでまいります。そして、和束町は7月28日に受けます。そして、市町村で基本的に1泊するというのが基本になっております。そのときにはオリンピックが町長が受け、パラリンピックが議長になるか、ここは事務的に詰まると。よその近隣市町村ともあると。これから詰まっていくと思いますが、そして1日どこかを

展示をして、住民にも見ていただく。そして、明くる日は次のところへお渡しすると、こういうことですので、今のところまだ決めておりませんが、よその例も見ながら決めていきたいと。

基本的には、中で飾っておくというものではありません。基本的には、住民の皆さんに見ていただきたいと、こういうことでもありますので、住民ホールが適切かと。しかし、大事なことですので、どう監視するかとか、そういったところも大事でありますけども、そういうことで、細々したところはもう少し近隣を見ながら、同じ例をとりながら進めてまいりたい。基本的にはそういうことです。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

非常に大事なものですのでね、破損されるとか汚されるということはあってはならないと思うんです。だから、住民の方に見ていただくということですので、やはり警備の人もつけざるを得んと思うんですが、その辺のお考えはどうなってますか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

オリンピック、パラリンピックの旗についてなんでございますけども、実際のところ、詳細のほうはこれから調べてまいりたいと思ひまして、現時点では余り把握していないことが現状なんですけども、議員ご指摘のように、そういったものの展示ということになりましたら、警備員のいる形をつけるのか、それとも、例えば子供たちのほうに見せたりするというので、学校を巻き込んだ形の展示にするのかということとは、また関係機関との調整をして決めていって、和東町で何か事が起こればほかの町村に

も大変迷惑がかかるもんですし、国にも迷惑をかけるものでありますので、その辺はご提案のことも含めまして、詳細に決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

よろしく申し上げます。

それと、住民の方に周知徹底もお願いしたいので、その辺の方法もお考えいただきたいと思います。

それでは、補正のほうなんですけど、7ページ、一般補正ですね。前も委員会では一応話させていただいたんですが、企画費で、これはふるさと納税だと思うんですが、行ってみたい茶源郷づくり2万円、自然が輝く、緑豊かなまちづくり1万円、文化が香る元気なまちづくり3万円となっておりますが、これを具体的に説明できますか。ひとつお願いしたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

歳入の財源として計上させていただいているもので、ふるさと納税に係ります住民の方から寄附をいただいた内訳を記載させていただいているものでございます。

なお、行ってみたい茶源郷づくりにつきましては、伝統産業の継承と地域経済の活性化という目的にふるさと納税をしていただいた部分でございます。

また、自然が輝く緑豊かなまちづくりにつきましては、ふるさと自然とともに生きるまちということで寄附をいただいた部分でございます。

また、文化が香る元気なまちづくりにつきましては、文化・スポーツに親しめるま

ちづくりをしてほしいということで、住民の方からふるさと納税として寄附をいただいたものでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

趣旨はよくわかりました。しかし、この文言を見ていますと、三つとも同じようなニュアンスに感じられるのは私だけじゃないと思います。やはり伝統文化の継承とかというようなことがありましたら、きちっと言葉に残したほうが寄附いただく方の心に響くんじゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

ふるさと納税の使い道につきましては、第4次総合計画に基づきまして五つの柱としてお願いしているところでございます。

村山議員がおっしゃいますように、住民のわかりやすい形で今後検討はさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでは、次に、あと1点だけお伺いしたいんですが、8ページ、一般管理費の委託料として会計年度任用職員職員制度導入業務委託料として500万円計上されているんですが、これはどのようなものかお伺いしたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

会計年度任用職員につきましては、現在、和東町で雇用させていただいておりますアルバイト、また嘱託職員、また選挙管理委員会さん等の委員報酬等のこれまで和東町におきましても、他の自治体につきましても臨時非常勤職員につきましては三つに分かれておりました。臨時的任用職員ということで、これにつきましては地方公務員法第22条第2項、もしくは第5項の適用をさせていただいているところでございまして、和東町でいいますとアルバイトの職員さんでございまして。

もう一つは、特別職非常勤職員ということで、地方公務員法第3条第3項に基づくものでございまして、和東町でいいますと嘱託職員、選挙管理委員会の委員さん等のまた統計調査員ですね、この方たちの特別職でございまして。

また、一般非常勤職員ということで、地方公務員法第17条に定めております一般の常勤の職員に比べまして勤務時間が短いという三つの区分けがございました。これが国のほうにおきまして平成32年4月よりきちっと整理をするということで通知が来ておきまして、この部分につきましては臨時的任用職員ということで、常勤職員に欠員を生じた場合における職員の位置づけでございまして。

次に、特別職非常勤職員ということで、専門的な知識・経験等に基づき助言・調査等を行う臨時職員ということで、例を挙げますと、統計調査員、選挙投票の管理者、また選挙の立会人等がここに該当する部分でございまして。

そして、会計年度任用職員ということで、和東町でいいますとアルバイト職員、嘱託職員、全てこの会計年度任用職員に該当することとなります。これにつきましても、フルタイムということで職員と同様に働く方、職員の働く時間より短いパートタイムという形で働く方ということに区分けがされまして、一定、定期昇給や期末手当の支給もできるということで、制度については拡充されるということでございまして、こ

れは全国各自治体全て32年4月から適用するというので、それに合わせます条例改正・規則等の制定に係る委託のほうでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

少し質問させていただきたいと思います。

先ほども出ておりましたが、今回の地震は本当に非常に住民の皆さんにとっても怖い出来事でございます、被害に遭われた方には本当にお見舞いを申し上げたいと思います。

それで、今回の地震で非常にクローズアップされたのが擁壁でございました。小中学校の通学路の安全点検、これはやっていただいたということでございます。また、民家につきましては区長さんとこれから話を詰めていくということでございますが、今回の地震を糧にしましてね、東南海・南海地震が起こるであろうと、今、言われておりますのでね、今回の地震を糧に和東町ではこういったところをきちっとしていかないとだめだということがあればですね、こういう点に気をつけていきたいということをどのように把握されているか、その辺わかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど岡本議員からもありましたように、一番の課題が携帯電話がすぐにつながりにくくなるということで、固定電話につきましては一定つながっておりました。しかしながら、一番連絡の要となります携帯電話が全くつながらない状況が続いたという

ことで、やはり私自身もそうなんですけども、職員との連絡、ホットライン等の連絡につきましても、京都府から来たのが相当おくれたということ、一定、マニュアルづくりが必要なのかなと。

例えば、緊急地震速報により地震が発生ということで、これは一斉にきます。その中でやはり私につきましては、京都府緊急防災防犯メールというものを登録させていただいております。ここが出てくるのが大体発生後から7分後ぐらいに京都府から一斉にメールが配信されて、どこの震源地であったのかということが流れてきます。そして、約9分後になりますが、同じく、緊急防災防犯メールで震源地情報ということで、震源地はどこで各地の震度、それぞれの市町村の状況が送ってこられます。こういうのを活用しながら、それぞれの職員が責任を持った行動をとれるようにということで、やはりマニュアルづくりが必要かと考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

あと、行政としてやっていただきたいのは、安全対策として自動販売機とか、それから看板も設置をしていただきますが、看板などの転倒防止ですね、その辺もしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

看板等につきましては、個人が立てられたもの、官公庁が立てたもの等がございます。官公庁につきましては、それぞれの所管課に指示を申し上げまして、確認のほうをさせていただきたいと思っております。

個人の看板につきましては、やはり総務課が所管しておりますので、再度、目視等で確認しながら、もし傾いているとか、そういうのがあれば指導をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、次に、10ページでございますが、グリーンティ和東改修工事、いよいよ今回計上していただきました。

今回思うんですが、5,000万円を超えたということで、このように出しておいております。この改修工事につきまして、非常に今現在の建物は耐久性も弱いというふうに思っております。そこで、今回はその辺、耐久性のことですが、その辺は震度6に耐えられるようなといいますか、耐震補強がされるのか、その辺の確認をしておきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

グリーンティ和東につきましては、たしか昭和60年か62年ごろに建てた建物でございます。建築基準法で耐震と言われているところにつきましては、昭和56年の基準によって審査されているところでございますので、それをもとに構造をつくっておりますので、そのあたりについては大丈夫かというふうには考えております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

あと、もう少し、どういった体制に拡充されるのかわかりませんが、避難場所の指

定ですけれども、ここが拡大されるのであれば、避難場所に指定はできないものかというふうな思いがいたします。

和東町は非常に広い面積であるにもかかわらず、今現在、11カ所の避難場所しかございません。笠置町では13カ所、南山城村では20カ所という広いたくさんの避難場所を持っておられます。そういった中で、今後、この施設がそういったように適用されないものか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

今年度、地域防災計画の見直しをさせていただくということで、避難所につきましては各区の公民館ですね、一番最も身近な公民館で安全が確保されるのであれば、地域の公民館・集会所等をまず避難場所指定をさせていただきたいと思います。

公共施設につきましても、やはり収容人数等の部分がございますので、対応できる施設につきましては、当然、避難場所という形で指定をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

細かいことなんですが、当然、この改修工事につきましては、その期間中ですが、こういった方向で進めていかれるのか。何カ月ぐらいかかって、その間は臨時的にどこかに場所を設けられるのか、閉鎖していくのか、その辺の流れがわかりませんので、その辺の説明を願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

今回、この補正予算をご承認いただいた後ですね、工事の関係につきまして着手していくわけなんですけども、現在、工事の中身につきましては、今まで議会でもいろいろ指摘いただきましたトイレにつきまして、男女のトイレを数をふやしまして、観光に来られた方が順番待ちをされないようところでトイレ不足の解消。

それから、今現在、合併浄化槽になっておりますので、それを公共下水のほうに接続していくということで、トイレ関係の工事を行います。

あと、先ほど言いましたように、昭和62年建築ということで、前の議会でも答弁させてもらったと思うんですけども、屋根の部分が傷んできておりますので、屋根の改修もあります。

あと、売り場ということはおかしいんですけども、言えば、アンテナショップ的に和東町のお茶を購入できる場所ということで、農家さんから直接販売できるような形で和東茶カフェを開催していただいておりますけども、その部分につきましても、若干広目にとらせていただきまして、スペースをとりたいと。

あと、工事期間の話でございますけども、これは今現在、グリーンティのほうは8月までは予約が入っております。ですので、9月からは使えないという形で、受け付けはしないようにということで課のほうには言っております、決まった業者さんとの打ち合わせ以降にはなりませんけども、9月以降につきましてそこら辺の利用ですね、社会福祉センターであったり、老人福祉センターであったり、いろいろな会議に使われる分につきましては、そういったほかの施設を使っていただかなければならないのではないかと。

あと、雇用促進協議会が2階には入っておりますけど、その部分につきましては工事は入りませんので、騒音的な音的のところはございますでしょうけども、その部分につきましては別の部屋を設置するわけにはいきませんので、その部屋で事務をしてい

ただくと。

今、言いました和東茶カフェにつきましては、テラス和東のほうに移っていただきまして、その期間中、そちらのほうで和東茶なりの販売をしていただけると。

今、国道にも、和東茶カフェということで看板も出ております。あれを閉鎖するわけにはいきません。やはりそこを目指して観光に来ていただくお客様がごございますので、そういった方のサービスを除外するわけにはいきませんので、やはりそういったところは営業していかないとだめだというふうには考えておりますので、場所をとりあえずテラス和東のほうに移っていただきまして、今までの営業を継続していただきたいというふうには考えております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

はい、わかりました。

委員会に入っておりませんので、そういったルール、詳しいことがわかりませんでした。今回、和東茶カフェはテラスで販売をされるということで、そういった計画があればそれでいいかと思えます。

もう1点ですが、その下にございます野猿追い払いの委託料です。

上段には職員賃金として同じ金額が計上されております。これは変更されたんだというふうに思いますが、この冬、そして春は余り出てこなかったんですが、しかし、今、また非常にたくさん出てきております。住民の方から本当にそういった声を毎日のように今、聞くような状況です。ですから、委託をされて、そこで任せっ切りになっているのか、これは非常に永遠の課題でありまして、やはりまた原点に戻って、そして住民の方とも共生しながら取り組んでいくという体制ね、これも非常に大事だと思うんです。だから、その辺を今後どのように考えていらっしゃるのか、聞いておきたいと思えます。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今ありました賃金の関係を委託に振りかえさせていただいた分、当初、予算のときにも説明させてもらったときには、2名体制で追い払い、効果が出ているということで、それを継続したいという形でご承認いただいたんですけども、やはり前年11月からやった分につきましては、猟友会の方にご協力いただいて駆除できるという体制も含めながらやらせていただきました。

銃を持って動いていただくためには2人いないと銃が発射できないと。やさきというんですか、目標物に人がいないとか、そういうような形で警察からの指導で、お二人おられないといけないというところでございました。で、お二人ということでお願いしたんですけど、やはり固定になってきますので、なかなかお二人を毎日、計画では1週間のうちほぼ3日から4日動いていただくという形をお願いするんですけども、2人で動いていただくときに、職員として位置づけしてしまうとお名前が上がってまいりますので、なかなかそういった形では確保しにくいというところもございましたので、猟友会のほうにお願いいたしまして、今、7名から8名、銃を持った形でおられますので、組みかえていただいても結構ですが、そういった形で出猟というんですか、駆除に出ていただけるのがきちっとできるように、銃が発射できるようにという体制のほうがよかろうということでございまして、組みかえさせていただくものでございます。

今ありましたように、11月から入っていただくと、猟友会の方にお聞きしますと、姿を見ただけでもサルが逃げるといような状況が発生しております。2日ほど前、月曜日にも園村のほうから電話、サルが出たということで通報の一方をいただきました。そんなこともございます。現にやはり出るときと出ないときがございまして、5

月時分からちょこちょこ出かけてきている。それと、11月から3月までやっていただいた追い払いの部分でかなり効果があったようで、今までみたいな形でそこらに出てきたというような情報も、園村のほうで議員の周辺ではあるんかわからんですけども、町に対してのそういった通報もかなり少なくなってきましたし、今回につきましても、連絡があればそちらのほうに行っていただくというような体制で組みたいというふうに思っております。

花火につきましても、現在も当然、地元の追い払いも大事ですので、地元に対しての花火もまだ持っておりますし、現に今でも取りに来ていただく方は取りに来ていただいておりますので、そこら辺はやはり協働のまちづくりということの一方の施策としてもやりますけども、住民の皆様方のご協力ということで、そういった形で対応・対策には取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

やはり両方の対策が非常に大事だと思いますので、また、よろしく願います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

先ほどいわゆる駐車場の関係でお話をさせていただいたわけですが、町長は先ほどいろいろ見通しを持ちつつ、ただ、財源の確保等があるので、ぶつ切りになると言ったら変ですけどという話をされてましたけども、私は決してそういうふうには思えないんですね。

余りちゃんとした見通しを持って1つ1つが進んでないんじゃないかと私は思っておりますし、先ほど課長が、町長も言われましたけども、例えば、駐車場を今回いわゆる多目的なそういうものにするみたいなことを言われましたけども、そんなことは当初何も言っておらなかったと思うんですよね。いつからそんなことをつけ加えられたのかというふうにも思ったわけですけど、そういう点では大変場当たりのいいですか、どういう見通しを持ってやっておられるのかということが大変わかりにくい状況があるというふうに思います。そういう点で、今回、駐車場そのものは必要かもしれませんが、やはり経費の問題、また、いろいろな位置づけの問題も含めてちゃんと検討いただきたいと思うんです。

それで、例えば今回、仮にこれが駐車場として補強されて、大型バスも今後入ってこられるようになったとしてですよ、例えば、高橋等に駐車されて、そこからおりられて行かれるという状況がないように、全てグリーンティで受けとめて、そこから歩いていただくみたいな話をしてみましたよね。でも、それは全ての方には無理だと思うんですよね。全ての方が、例えば白栖のあそこから石寺の茶畑まで歩いて見に行ってくださいなんてことは大変非現実的な話だと思うんですね。

そういう点ではですね、そういうことも含めてどうそれを受けとめてやっていこうとされているのかというのをお聞きしたいのと、一方で、やはりこっちとしてはそうしてほしいけど、いわゆるバス会社とかツアー会社のほうではそうはいかない。一番合理的に動いて見てもらうものを見てもらってということであると、どうしても高橋あたりに駐車して行ってもらうということになってしまうというね、そこまで町が介入できるかどうかは知りませんが、そういう点では、やはり高橋のところでは実際起こっているわけですから、いろいろ理由はあってもそこはとめてはいけませんということをやちゃんと啓発して、とめないようにしていただくということも一方でやらないと、なかなかそれは、こっちにつくったらとって、すぐそれで徹底されるということはないと思うんですけれども、それも含めて見通しどうでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

まず、高橋のバス停の駐車に関してでございますけども、こちらのほうは委員会的时候にも竹内委員長からのご指摘もありまして、岡本委員からもありました。実際の現場に行って見たところ、実際にそこに駐車されて観光客がツアーとして行かれていますというの私も自身も確認いたしましたので、こちらに関しては啓発看板をさせていただくという方向で考えてまいりたいと思います。

それで、石寺地内の観光客の駐車場所についてなんですけども、昨年度、お茶の京都のターゲットイヤーでありまして、その際、石寺のところでどこか駐車スペースというのが設けられるかというのを検討したんですけども、なかなか見当たらなかったというのが現状でございます。

そういったことから、今できる町としての最善策といたしましては、グリーンティ和東裏の駐車場を拡充いたしまして、そのところに誘導して何とかお願いしていくと。そちらのほうにさせていただくようお願いしていくということが今できる最大限のことかなと思っております。今後につきましては、いろいろな財源面もあったり、ほかの例えば府道の関係でありましたら京都府との協議も必要でありますし、なかなか我々の思いだけで進むことができませんので、そういったところもご意見も含めまして、最善策を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もちろん来ていただくのはすごくありがたいことでそのことそのものをどうこうは

ないんです。ただ、やはり全て受けとめて、全てそれに応えるということもなかなか難しい面もあります。そういう点では、町としてどういう形でそういうものを見ていただくのか、どういう観光としてそういうことをやっていくのかということがないと、やはり無秩序な状況になっているという状況もありますので、そこはハード的な整備もそうですけども、ソフト的な部分での誘導というものも含めて検討いただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次に、10ページですけども、一般会計ですね。商工振興費の関係で、いわゆるお茶の駅構想の関係プラス、この間、説明いただきました牽引事業者に対する支援ということで予算として出ていると思うんですけど、具体的に言いますと、お茶の駅構想関係で言いますと、パンフレットの作成に150万円、雇用促進助成ということで500万円、創業支援助成で100万円、茶源郷和東PR事業として340万円、交流拠点設備助成として500万円、また新商品開発等販路拡大助成で100万円ということで、約1,700万円程度の予算が出ておりますし、また、前に説明いただいたときに、以前、当初予算で組んでいただいたインバウンド関係の委託ですね、そういったものが460万円、これも牽引事業との関係でいわゆる使うということになっていたので、全体として2,000万円程度の予算になっていると思うんですけども、それで、そもそもの話で申しわけないんですけども、今回、冠となっていますお茶の駅構想というものなんですね。これは具体的にはどのようなものなんですか。

先日、新聞報道等もありましたけども、具体的に構想というからには一定のどういうものをつくっていくのかとか、また、どういう計画でやっていくのかとか、そういうようなものがあるはずですし、ないとおかしい面もあるんですね。そういった公にされているものとして、そういう具体的な内容を示したような形になったようなものというのはどこにあるのか、その辺も含めて説明をいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問でございますが、こちらの地域経済牽引事業の関係でこれまでの経過をご説明申し上げますと、まず、国の法律の改正がございまして、企業立地法というのが昨年平成29年7月31日に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律ということに改められまして、それを受けまして、和東町でも地域の雇用の拡大・活性化ということで、京都府和東町の基本計画を策定いたしまして、今回、事業者さんからの提案もありましたので、お茶の駅構想プロジェクト事業、官民協働による地域再生という計画を立てました。これは国の地方創生推進交付金をいただくに当たりまして、実施計画、また地域再生計画で事業名として掲げているものでございます。

岡本議員の具体的な構想の内容でございますが、地域再生計画の中では、今後進められるであろう府道宇治木屋線、犬打峠トンネルバイパスや新名神高速道路宇治田原インターチェンジ等の交通インフラ整備が平成36年に完了する予定で進められておりまして、観光入り込み客数が京都府最大である京都市内からのアクセスが改善され、和東町内への観光入り込み客数の増加が期待できるということから、将来を見据えたまちづくりを進めていくという構想であります。

具体的には、犬打峠トンネルバイパス付近に位置する茶源郷交流エリアにある和東町のグリーンティ和東でございますが、これを地方創生総合戦略、平成27年度に策定しました戦略に基づいて、お茶の駅など、和東町の魅力を満喫できる場づくりということで改修をかけさせていただきます。

そして、また、今回の事業者からの提案がございましたが、多用な事業者のネットワーク化を図りまして、町内外の民間企業等の活力、資本とか事業参画を取り入れまして、具体的には、産地直売所、農家レストラン、茶文化体験、お茶ミュージアム、宿泊施設など、複合商業施設を備えたお茶の駅構想を官民が連携して進めることによって、一次産業に加えまして、てん茶工場や商品開発を行う2次産業、小売店、それ

から飲食業の3次産業の底上げを図るといのがお茶の駅構想のプロジェクト事業で  
ございます。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それで、今、言われましたようなことがお茶の駅構想だという話だと思うんですけども、ただ、実際にそういったものがこの議会で、また住民的にもちゃんとそういう形になるものとして示されたことはないと思うんですね。

議会として、例えば牽引事業の関係で、お茶の駅構想に賛同するという形で牽引事業というのは計画されているわけですけども、その説明を受けたのは5月です。それまで具体的にそういった話を聞いたことは一度もありません。

この議会の場でお茶の駅という言葉が出たのは、昨年12月の議会で若干予算に出  
ていたので議論になった程度で、特にグリーンティの改修が云々の話は出ましたけども、  
全般的な総合的な意味での構想としてのお話というのは、今まで示されたことは一度  
もないし、住民的にも具体的なものとして出されたことは一度もないと思うんです。

といいますのは、そういったものを根拠にして公費を支出する。しかも、今回でい  
いますと、牽引事業というものの承認を受けた方しかこの支援を受けられないわけ  
ですよね。そういう特定の事業者に対してのみ公費を投入して支援するということをや  
る以上は、その中身の是非はともかくとしても、やはり住民的な理解であるとか、そ  
ういったものがなければ私はやはり適切じゃないというふうに思うんです。そういっ  
た意味では、そういう住民的にしっかりとした情報提供と住民的な議論を経てこうい  
った構想ができ上がり、そして、それに基づいてこういった事業が行われているとい  
うふうには到底思えないと思うんですね。その辺、町長いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

基本的に、国の流れであります。今、大きく、先ほどの答弁と重なりますが、地方をどうしていくか。地方の疲弊をどう救っていくか。東京一極集中をどう下げるかという大きな考えに基づいた中でいろんな法律が生まれてきます。

今までから一体的に企業立地法という法律があったわけですが、それをさらにアクセントをつけていくという流れが昨年話がありました。そういうことを受けていく中で、今、岡本議員言われますように、非常がこれをこうするというのは、正直なところを昨年改正されて、そしてやっていこうと。昨年改正されて、いち早く手を挙げたのが和東町なり、近隣でいえば木津川市も挙げておられます。京都府はもちろんです。それと、多くの単一市町村なんですが、山城地域でやっていこうという構想ですね、多くの市町村と一緒に広域でやっていく。全てその手を挙げていこうということで、どこの市町村も今、受けておられます。そういう意味では、全部これを受けていこうという市町村の流れにあります。北部は単一市町村で受けておられるところはたくさんあるわけでありまして。

和東町も多くの課題を抱えております。先ほどありましたように、いろんな話がありましたような、やはり地域づくりには拠点づくりも大事だと。これは総合計画にうたわせていただいております。その総合計画の手段として、地方創生推進交付金と、いろんなものをもってまいりました。これまでからこの戦略、地域再生計画というものをその都度挙げて、そして国の内閣の認定を受けて、そして和東町の住民が願っておられるこの事業をそこへのせてやってまいりました。

こういう流れのもとに、今までから抱えておる和東町のまちづくりの課題をどうしていこうかというときには、やはり和東町は南山城村の道の駅やないんですけども、やっぱり拠点としてトンネルが完成するに見据えたこの周辺を拠点としてやっていこ

うと。そういう意味で、お茶の駅というのが訴え能力、地域再生計画を受けるのには非常に説明のしやすい課題であろうと。当然、和東町はそういう基幹産業を持っているということで、非常に訴えやすい、こういうことを今回のせさせていただきました。

その都度、でき上がってきたときには委員会等でも説明させていただいた。また、議員さんにはその都度、全員お集まりいただいて、全員協議会を持っていただいて説明させていただきました。

岡本議員が言われますように、もっと計画性を持ってやるべきやないか、もっと住民総合計画のように、そして計画策定からやっていこうやないかというのならやっぱり時間の流れに乗らないといけませんので、時期を逸することもありますので、先ほども言いましたように、総合計画、そして地方創生戦略、こういったものを含めて地域再生計画のもとにやっているということでご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

私は別に難しいお話をしているんじゃないなくて、町長は、例えば、国の流れがあって、地域再生計画を採択するのにお茶の駅構想ということ掲げれば説明がしやすいからそういうふうにしたと言われたけども、説明すべきは住民のほうなんですよね。要は、そういう説明しやすいからというぐらいの理由でそういう構想をぶち上げてですね、それを根拠に財源を引っ張ってくるということかもしれませんけども、ただ、それだけじゃなくて、やっぱりそれを根拠にして一定の公費を支出していく、事業をしていく。しかも今回の牽引事業というのは、全ての和東町の事業者とか住民の方が対象になるんじゃないなくて、牽引事業の承認を受けた事業しか支援を受けられないという、大変特定した支援なんです。

今さっき挙げたいろんな助成というのは、そういうところにしかこれは適用されな

い助成だということなんです。ですから、それは中身として必要なことがあるかもしれないけども、ただ、やはりそういうことをする以上は、そういうような構想の中身であるとか、どういう方向でこれを進めようとしているのかということが、よく町長は、住民との協働とか、そういうことをよく口にされますけども、都合のいいときだけ「協働」「協働」と言って、大事な計画を決めるときには行政の都合でどんどん進めてやるというんでは大変矛盾しているというふうに思わざるを得ないと思うんです。

それでですね、もうちょっと具体的に聞きたいんですけども、今回の例えば雇用助成金で500万円というのが出ております。それから、お茶の駅構想プロジェクト創業支援助成金等、一定幾つかの助成金がありますけども、今回上げておられる予算の積算根拠ですね、その説明をまずいただけますか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほどの足りないところで説明をさせていただきたいと思います。

といいますのは、岡本議員が特定の業者で、一般の方ではなかなかないというところに焦点を当てて答弁させていただきたいと思います。

この法律については、一定期間内であります。今和東町で国の認可をとられておるというのは限定されておりますが、しかし、それを手を挙げて手続をとっていく、そういう方たちにですね、和東町に多くの人たちがそして手を挙げて、この法律の適用を受けられる、こういうことになるようにこれからも、今、岡本議員が言われるように、住民に周知はしていかなきゃならない。たまたま今これによってすぐ認可をとられた方もあれば、これから認可をとろうという、そういうことをやろうとしている舞台をつくっていくことが私は大事だと思っております。

もう1点、住民の協働でございますが、基本的に協働していかないとまちづくりは進みません。協働で住民の声を待っていてもまちづくりはできません。行政としては

やっぱり専門的な知識、プロとは言いませんが、やっぱり精通してきていると思います。国の流れを把握して、そして住民に訴えるということが大事だと思っておりますので、そういう意味では、岡本議員が言われますように、こうした機会に承認をいただいて、住民の皆さんに周知して、多くの人にも手を挙げていただこうと、こういうことで努めてまいりたいと、このように思いますので、先ほどの誤解を与えた限定というところが気になったもんでから、答弁をつけ加えさせていただきました。

あと、また担当課長のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

前の全員協議会のほうでもいろいろこの牽引事業につきましてのご説明を草水課長のほうからさせていただきました。国といたしましては3年間で2,000社程度に1兆円の投資をして経済効果を図ると。また、地域においても強みを生かした事務等を引き上げていくということでございまして、その牽引役をつくるための事業でございます。

先ほどおっしゃいましたように、現在、この単費につきましては、こういった国の制度ですね、4点、5点、新制度がございますけど、それにのれないところ、弱いところを町として何とかできないかという形の中で予算化させていただいております。基本的には国の2兆円、全国に2兆円落ちていくんですから、それをやはり和東町としても拾っていただく企業があって、和東町を活性化するというような形で動いていただきたいというふうに思っておりますので、そのあたりは期待を持っております。

先ほどの内容ではございますが、一番上からご説明させていただきますと、お茶の駅構想プロジェクト雇用促進助成金、これにつきましては1件30万円程度を5名採用された。この前の協議会でも10社ほど企業があるというようなご説明をさせてい

ただいたかと思えますけども、その中で人を雇っていただけると企業につきまして30万円を5人分みさせてもらっております。その企業につきましては上限120万円ということでございます。

次に、お茶の駅構想プロジェクト創業支援助成金でございますけど、これはかかった経費の3分の1を上限としておりまして、また金額としては上限100万円を持たせていただいております。これにつきましても、今ありましたように、申し込みがあって、その事業者に対して交付したいということで計算しております。

次に、めくっていただきまして、12ページ、お茶の駅構想プロジェクト、茶源郷和東PR事業助成金ということで、これにつきましては人を雇っていただきまして、月20万円を12カ月間、1年間を通じて人を雇用してPRしていただけたらということでございまして、340万円を組んでおりますけども、これは和東町をPRするために人を雇っていただいたときに助成するという形でございます。

次に、お茶の駅構想プロジェクト交流拠点助成金、これにつきましては、事業費掛ける2分の1で上限100万円を見ておりまして、5業者の方がそういった形で本町の地域力を上げるような事業をしていただく、もしくは、広域的な設備を整備していただいたときに上限を100万円として交付したいということで、今、計上させていただいております。

それと、お茶の駅構想プロジェクト新商品開発等販路拡大助成金ということで、これにつきましては、それに係る事業費、経費の3分の1、上限100万円ということで充てさせていただいております。事業者はございます。こういった形で事業展開されるかわかりませんが、とりあえずそういった形で国にのらないようなお金があった場合に、町として支援していくというような形で計上させていただいております。

また、これにつきましての内容につきましては、要綱、この前の全員協議会でお渡しさせていただいている、今後、ご審議いただきます内容にもありますけども、和東町地域牽引事業補助金交付要綱というような形で、町長決裁でございます。この前の

説明会、全員協議会でお示しさせていただきました事業の内容につきまして補助金を出すということで、補助金の率、それから上限額につきましては別表に記載させていただいておりますので、またごらんいただけたらというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡田 勇君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩をいたします。

休憩（午前11時39分～午後1時30分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑を続けますが、まず、朝の井上議員の質問について、建設事業課長の答弁を許可します。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

午前中、井上議員からいただきました質問でございます。マンホールポンプの数でございます。マンホールポンプにつきましては、31カ所、現在設置しております。人孔によってポンプの大きさは違いますが、マンホールポンプでは22カ所、ユニットポンプが6カ所、グライNDERポンプが3カ所ということでございます。

設置につきましては、平成12年から動いております、現在のところ更新の箇所はございません。ただ、昨年の特検で1カ所、更新を余儀なくされているという結果が上がっておりますが、現在、そのままポンプが動いておりますので、使用している状況でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

午前中も竹内議員からも出たんですけども、一般質問、10ページの野猿追い払い捕獲業務委託料ということでお尋ねしたいんですけども、今現在のところ、捕獲の実績ですね、昨年度どのようになっていますかね。枠によるのと、それから銃によるのと含めてどうなんですかね。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

京都府のほうに報告しておる有害鳥獣捕獲事業の実績でございますけども、平成29年度、サルが51頭、それからシカが39頭、イノシシが28頭、アライグマが12頭、カワウが4羽ということでございます。

現在、私のほうの手元にはございませんけど、サルにしましては10匹程度は駆除できているのかなと。

アライグマにつきましても、随時捕れております。手元のほうに直近の数字は持っておりませんが、よろしくお願ひします。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

その前ですね、28年度とか27年度あたりの、特にお聞きしたいのはサルについてなんですけど、その実績とかはどうなってますかね。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

28年度のサルにつきましては79頭捕獲させていただきました。これにつきまし

ては、前年の時点で大型おりですね、大量にとるといような計画がございまして、そのときの委託で43匹、別枠でとりました。

昨年につきましては、アルバイト職員プラス猟友会のご好意によりまして51匹とれたということでございます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

そしたら、現在、枠・おり、どのようなものを設置しておられますかね。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

今、白栖のある場所にですね、10メートル×5メートルぐらいの大型おりを設置しておりまして、そちらのほうで捕獲しているという状況でございます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

そしたら、現状ではまだ捕獲は10匹ですか。

これは追い払いとか、いろいろサルに対しては対策はあるんですけども、場当たり的なものになりやすいので、捕獲というのが一番大事だと思います。

個体数調整というんですけどね、一応、和東A群、B群サルがおって、大体どれぐらいの数がおって、それで調整という限りは減らすわけですから、どの程度減らしたらいいのかというね、そういう目標というか数の設定というのはありますか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

平成26年度に京都府の関係で入っていただきまして、一応捕獲すると。個体数調整という形の中で審議会にかけていただきまして、本町の場合、180頭を府のほうにお願いしたみたいなんですけど、審議会にかかりまして、60頭の許可は出ております。そのあたりで捕獲上限がございまして、そのときには全体で19頭しかとれておりません。その後、調査いたしまして、27年度の調査で280頭という数字が上がっていると思います。

現在、繰り越しをお願いいたしまして、450万円繰り越させていただいております。そのお金の中で捕獲用の大型おりもう1基、今、区のほうは言えないんですけども、調整にかかっておりまして、そちらのほうに6メートル×5メートルおりか5メートル×5メートルの大型おりを設置する計画をしております。

それと、今までも議会のほうでもいろいろご質問いただいているんですけども、サルの動向を把握するために発信器を3台、サルにつけるということで契約しております。サルにつきましては、メスの成獣ということでございます。それがおりにかかりましたら、そのサル3匹分につきましては発信器をつけて、そのあたりの動向調査もしたいなど。

加えて、昨日も京都府の職員とお話をさせてもらってたんですけども、京都府のご協力を得ながら、木津川市と行き来しているところもありますので、そのあたりを広域的にサルの頭数を確認してもらえないかというようなことで京都府にもお願いしております。そのあたりの今、調整をしておるところでございます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

そうすると、一応、とれる頭数というのは大体決まっているということですね、幾

ら捕れるかというのは。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

とりあえず、今、被害の状況等ですね、資料をかためまして、審議会におきまして承認いただくと。それでいくと、大枠で、群れの状態によっては全部捕獲するとか、半分しか捕獲せんというような形で審議の内容も変わってくるようです。

京都府との調整の中で話してたんですけども、できるだけ情報を集めていただいて、それを資料として審議会なりに諮って行って、今の被害をかなり厳しく取り上げていただいておりますので、そのあたりご協力いただいて、何とか数を減らしていく方向で努力するという事で京都府とも打ち合わせさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

おりということになりますと、餌づけとか、そういう点が非常に大変かと思うんですけども、現在、餌づけとかは地域の方がやっておられるんですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

それができれば一番なんですけども、なかなかそういった形にはなっておりませんで、職員がいろいろダイコンであったりミカンであったり、また大豆であったりということで、それをおりの中にまいていると。餌づけしてるという状況でございます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

相当メンテナンスというか、おりをつくってもその後のことがいろいろ大変だということでは聞いてるわけですけども、あと、捕獲ですよ。やっぱりほかの捕獲もあるんですけども、地域の協力も欠かせませんし、職員の方もなるべくそちらのほうにたくさんやっていただいて、たくさん捕獲していただきたいと、こう考えます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

それでは、私のほうから、建設事業課長に質問させていただきたいと思います。

さきの産業常任委員会の中で畑委員のほうから質問があったと思うんですけど、白栖公民館から行って左カーブになったところの前の資材置き場にされたところが、今、きれいに舗装して、三百数万円かけて舗装されたという現場を先ほど昼食の時間に確認に行ってきたんですけどね、道路管理上はあれで適正な管理状態になっているのかというところなんですけど、道路標示もされてないし、会所のほうからのぼっていくと頂点まで顔を出さないと次のカーブが見えないような状態の傾斜の角度なんですよね。だから、幅員がそこから急に4メートル、5メートルとなっていると。そして、左カーブであるのに左勾配になっているから、逆バンクになっているというような状態で、スピードが出てきたときに振られる可能性が大いにある。それは道として認められてないのかもわかりませんが、だから、そうなれば道の表示、白線を引くとか、道の幅を確定するとか、コーンを置いて通行不能にするとか、そういうことをしないと、事故があったときには道路管理の責任上、瑕疵責任が問われるんじゃないかと、このように考えるんですけども、その点についてお考えをいただきたい。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

今の質問ですけれども、一つにつきましては左カーブのところなすけれども、そこにつきましては白線を入れております。路側のところから向こうへ曲がっていくところまでは白線の実践を引かせていただいています。

今、言われているのは、多分、そのまま一番左の内側を回って、ボックスカルバートの安定をしたところを通行するということをございます。それについては、一応、うちのほうが今、Aバリといいまして、単管のバリケードを置かせてもらっていますが、カーブを曲がってしまえばそのまま上へのぼるという判断になると思います。ただ、そこには路側を引かせていただきまして、その部分については一応確保はさせていただいているというような判断はしてます。ただ、もう少し丁寧な看板の設置については今後検討したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

今おっしゃったことに対して反論するわけじゃないんです。昼休みの休憩時間に現場のほうで確認をしてきて、今、質問させていただいているわけです。

今おっしゃるように、白線が引かれたどうのこうのといっても、雨が降って車からおりてませんので、はっきり確認はしてないんですけど、そのような線はなかったように記憶しているし、見たところ、知らない人ですよ、今、言ったように、うちが左斜線を走りますからね。上がって左勾配を切ったとき逆勾配なんですよ。本来は右へ上がっていて左カーブでとるんですけども、あれは左上がって右下がりですので、非常にスピードとか出やすい箇所にもなってる可能性もありますので、管理上、

僕は非常に問題があるんじゃないかなろうかと、このように感じたわけです。だから、早急にいろんな細かな対策まで言いませんけれども、手前のほうから道路標識、道路標示等々をはっきりとドライバーにわかるように表示をしていただく必要があるんじゃないかと、このように思うんですけれども、副町長、これについてどのような見識をお持ちですか。

○議長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

今、質問されておりますのは道路区分の明示だと思います。建設課長も前も答弁しておりましたけれども、あの舗装につきましては、従来、道路の法面みたいな形で、採石も雨が降りましたら道路側に流れてくるということで、それを防止するために舗装という形をとらせていただきました。

今現在、ほかにも利用ができましたら利用していただくということでやっているんですけれども、ただ、道路跡の拡幅工事がまだどうするかということも決まっておりませんので、そこら辺も見据えた中での、今後、道路法線ということできちっと線引きをしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

今、こういう状態が今後の見通しについて副町長のほうからお話しいただきまして、南部幹線についてこれから見直しをかけて、また、これから拡幅していくというふうなことであれば、それまでの今、私が申し上げますように、ドライバーの安全確認、そういう方向だけをしっかりとお願いをしておきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1点お伺ひしたいと思ひんですけれど、マウンテンバイクのコース設

計の辺地債で460万円、地方の補正で上げていただいております。私が思うのは、マウンテンバイクコースの詳細設計ということで466万円上がっているわけなんですけれども、これはあくまでも関西広域連合が主体となってワールドマスターズゲームズを進めておったということは承知しているんですけれども、これについて補助金がついてないというのはどういうことなのかなと思って、ちょっと不審に思うんですけどね。国の事業であり、あるいは広域の事業でありながら、こういった事業をしていくのにコース設計をするのに、単独で賄っていかなきゃならないのかということにつきまして、今後のマウンテンバイクの開催に向けて資金的な問題が非常にキープされるように私は考えます。その点について今後の見通しについてお伺いしたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

ワールドマスターズゲームズにつきましては、今ある既存の施設を有効活用する形でそれぞれの種目を行っていくということになっております。それが大前提でありますので、関西広域連合といたしましては、そういう整備に係る費用というものを予算化されていないというふうになっております。

本件、今回、コース設計をするに至った理由といたしますのは、我々、マウンテンバイクのレース地として立候補させていただいたんですけども、現在の今ある施設でありましたら、道路幅が6メートルないといけないという国際レースの実施基準というのはクリアできない状況でありまして、6メートル幅の延長100メートルという、そのコースを整備するための予算として今回お願いしているところでありまして、恐らく3月議会をお願いする来年度当初予算におきましては、コース整備という形で工事費のほうも計上させていただくこととなります。

財源に関しては、基本的には今の姿勢では関西広域連合としては補助金等は持ってないということなんですけども、必要に応じて要望していくということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

今の答弁を聞きますと、非常に大会に向けて資金的なものが和東町にとって大丈夫なんだろうかと、あるいは既存の競技場、グラウンドであるとか既存の競技場はもちろん、自治体についてはそれなりの周辺整備、あるいは条例等々で資金的にも非常にタイトな形で運営はできるだろうと、運営費という形でいけるだろうというふうには理解してるんですけども、我が和東町におきましては一からマウンテンバイクの競技場に通ずる道等の拡幅であるとか、あるいは滋賀県のほうから搬入する道の拡幅であるとか、あるいは競技場における観客の設備であるとか、いろんな設備状況というものがお金のかかることが非常に回ってくるように思います。これは1,000万円、2,000万円の事業じゃなくて億単位の、あるいは10億単位の金がかかるんじゃないだろうかと、このように思っておりますので、そういったことを考えると、やはり一自治体の中でこういう事業が果たして今後、日にちは決まっていますので、その間に資金事情ができるのかということは非常に危惧されます。だから、これにはやはり関西広域連合なりにご協力いただいて、府とか国にご助力いただくような形をとっていかないと、運営そのものが成り立たないような状態では格好悪いので、日にちも決まっておりますので、その辺のことについて十分ご検討いただいた中でお話をいただきたいと思いますので、その辺の見通しはなかなか難しいかと思うんですけども、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

恐らくハード整備に係る補助等に関しましては、要望したところでなかなか難しいのかなというふうに思っています。

といいますのは、関西広域連合といいますのは、自主財源というのとはなくてですね、構成県でありましたり政令市からの分担金という形で賄われている状況でありますので、なかなか億単位でかかる、しかも何十カ所という箇所数も多いですから、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

ただ、和東町としましては、今回、ワールドマスターズゲームズの会場として立候補させていただいた一つの理由としましては、これを一つの契機といたしまして、和東町を世界に知らしめることでありましたり、マウンテンバイク会場として新たな色を出して地域活性化につなげるという大きな目標もありますので、そういった目標が達成できるように、2021年のワールドマスターズゲームズを成功に導きたいというふうに担当課として考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

担当課長さんとかに精いっぱいのご答弁をいただきましてありがとうございます。

それについて町長は、日にちも限られて日も決定されておりますけれども、それについて今の私の危惧しているようなことについて安心させていただけるようなご答弁をお願いしたいと思っております。

お願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

基本的には、先ほどから答弁しておりますように、持てる地域というんですか、今の和東町のできるものをこの機会に手を挙げてしたと、こういうことですから、新たな施設をつくってと、こういうことは基本的にはないわけであります。

しかしながら、今、大きくやっていくのには、この機会に合わせて、これもそうなんですが、いろんな機会をつくってまちづくりをしていかなきゃならない。

一つには、今、道路整備で町が金かかっています。町内でしたら金がかかるかわかりませんが、今、甲賀市にお願いして、市長とお会いさせていただいてですね、今、拡幅に向けて測量されております。それは滋賀県の甲賀市の予算でこの機会にやっていただく。そして、もし選手を引き受けるんだったらホテルへ泊まれと、こういうこともあるんでしょうけども、現在持つておる農泊とか民泊とか、そして近隣のところで受け入れ態勢をとっていくと。もう持てる力と。

ただ、今回、これを機会にですね、ああいうワールドマスターズゲームズというのは、あっちこっちにある施設じゃないんですよね。ゴルフ場やってるとか、スキー場やってるとか、そういうことになれば、関西で唯一のマウンテンバイク、こういうことは先ほど課長も言いましたけども、まちづくりという観点から、この機会にでき得る限り施設の整備をして、できることならば、世界選手権の1、2、3といろいろあるんですけども、同じ行くんだったら、この機会に最高まで行くような形をとりたいと。こういう大義名分が立てば、たまたま湯船地域は辺地計画にのるところですので、辺地債、いわゆる補助金でいうたら8割近く補助金を受けてやるわけですから、こんだけの大義名分が立って、今後の地域をよくしていくんだということになれば、これを受け入れる範囲内で整備させていただくと、こういうことにしていきたいと。

もちろん大きなことについては最小限でやっていきますから、その辺のところは最

小限に向けて、今、何億というのはわかりませんが、1億円とか、そうやなしに何十億円と大きなことを言われましたけども、そんな規模で和東町が受けたら和東町は倒れてしまいます。歴史に名を残します。汚点を残します。そんなことやなしに、身の丈の合ったまちづくりという中で、そして辺地債も頭に入れながら、湯船地域をこれからどうしていくべきかということを考えていく。

将来は森林公園を幅広いウイングを広げた活動の場にして活性化を図っていく。敷いては和東町全体に、ましてや近畿全体の中心という、これは新名神とか将来を見据えたまちづくりに大きな一つの地域力になるんじゃないかなと、このように思っておりますので、今、言われたように、はっきり言って、財政面は和東町はしたくても京都府の許可をもらうときに、あんただめですよとしたら起債すら発行できませんからね、そういうことを考えたら、ちゃんとチェックがきく機能で、無謀なことはできないシステムになっておりますので、安心したいということですので、ご安心をいただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

今、町長のほうから、安心してくださいという言葉をいただいたわけなんですけども、いまひとつ私も納得ができたようなできてないような、身の丈に合ったまち、マウンテンバイクコースというものがどういうものなのかということイメージが沸いてこないんですけどね。

というのは、やはり500人前後の方が一斉にあの場所に集まってこられるわけですから、交通量の問題とか、いろんな問題をさきに解決しなきゃならないだろう。やはり大会となるとそれを見に来られるお客さんもおられるだろうし、子供連れさんもおられる。安心安全の面もしていかなきゃならない。これはやっぱり必要最低限というものがあるわけです。だから、競技そのものの日程が来て、選手が走って、はい、

終わりですやなくてね、やはりそれまでの大会において盛り上げていくプロセス、これは非常に大事なわけなんで、そのことによって和東町の名前が白地に塗っていく。

マウンテンバイクは関西に三木市しかないんだよと、こういうことで成功しましたよとアピールができる。後で自慢できるような運営体制というものを前もって構築していかなきゃならない、このように思っていますので、その点を踏まえて今後よろしくお願ひしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、マウンテンバイクの会場で、これは1カ月に1回、日曜日ですけども、大会を持ってもらっています。少ないときで100人切れているんですけど、多いときでしたら、家族を入れますと二百数十人ということになり、既にそういう受け入れ態勢と申しますか、経験しています。

そして、今度は大会するとこの倍になるだろうと。その辺のところをどうするかということですので、身の丈ですので、その辺に合ったところの整備はかけていかなきゃならんのかと。

大きいことをしていったって、あと、維持管理が大変ですから、だから、するとしたかて、そのとき組み立てする場合がありますね。経常的にずっとやるとランニングコストになります。その辺は知恵の出すところで、今やっているわけでありまして。そういう意味で、身長的设计図をお願ひしたいと、そういう観点から、今も設計図をお願ひしているのは、そういう観点を踏まえて、何でも立派なものをつくれなんて言うてないんですよ。こういう大会の趣旨を十分理解してもらって、将来生かすのに最低何が必要か。そして、経済的な設計は何か、そういうことをプロにお願ひしていただくということをやって、今、この委託をさせていただくと、こういうことです。

当然、今、言われている内容というのはまさにそのとおりで、成功はさせたいです。

そして、過大なことをして、後にそれだけがどかっと、いつ見てもその場所に残っていると。あれは何しとってんと。そのときだけの3日か4日するだけの500人ほど受けるだけのことで何億円かけてると。誰が言ったってこんなこと通らんわけですから、通らないより今この設計を専門の方をお願いして当然やっていきます。

今、岡田議員からご質問いただいた趣旨も入れて、今、言われたような内容も含めて設計業者に話をしていきたいと、このように思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、午前中の続きをさせていただきたいと思うんですけども、先ほどいわゆるお茶の駅構想にかかわる事業について一定説明いただいたんですけども、この中でいいますと、雇用促進助成金につきましては、先ほど紹介がありました要綱に基づきますと、30万円掛ける新規雇用者数、上限120万円ということですが、一定、それに基づいた根拠にあるというふうに思っておりますが、例えば、創業支援事業100万円というのがありましたけども、これは要綱によりますと、事業を進めるに当たり、技術指導や経営の専門家が必要な経費を補助対象というふうになっておりますけれども、一応、今回の当該の牽引事業者の事業では、具体的にはどういうことが対象になるのかということをもう少し具体的に答弁いただきたい。

それから、PR事業340万円についても、いわゆるイベントを毎月開いて、それに対して20万円を補助するということになりまして、仮に1年間毎月やったとして240万円になると。プラス100万円がいわゆるその宣伝経費とかいうふうに聞いておりますけども、340万円になるわけですが、牽引事業者さんのほうが今年度にこれだけ毎月のイベントを予定されているのかどうかという中で、こういう積算根拠になっているのかということをお聞きしたい。

もう1点はですね、交流拠点整備助成というのが500万円出ております。先ほどの説明では、牽引事業者さんのほうが五つの事業を進めるであろうということで500万円というふうに言っておられますけども、京都府に承認されました牽引事業者さんの事業の実施にかかわる部分でいいますと、平成30年度につきましては店舗を五つ設営するというのみが出ております。こういった拠点事業について何ら触れられておりません。これを五つの事業があるというふうに言われましたけども、具体的にその五つの事業というものがどう予定されているのか、どう想定されているのか、もしありましたら説明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

五つの事業というのは、5社程度の分という予算化でということでご理解いただきたいと思います。

今おっしゃいましたように、現在、計画という形で申請、京都府のほうで認定いただきまして、これから事業者さんが置いていただくところがございます。確かに、こういった形の中で査定されたかというような部分でございますが、こういった形で活動されるところで、地元として何らかの応援ができないか。国の交付金なりにのらないところですね、そういったところをどういう形でサポートできるかということの中での予算化でございます。ですから、どんだけが適正であって、どれが不足であってという状況ではございません。そのあたりご理解よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

要は、まだ何も決まってないということだと思うんですね。いわゆる一定牽引事業

者さんにのみ助成される事業になっているわけですが、それであったとしても、その牽引事業者さんがこの制度を使って補助を受けるかどうかはまだ何もわかってないということだと思えるんですね。そういう点では大変見通しのない補助金になっていると思えるんですね。その割には一定の積算根拠を持ってこういうことをやられるであろうというような形で予算計上されているというのは、大変、私は根拠が全くないんじゃないかと思えるんですね。

特に、交流拠点整備助成に500万円、5社分というふうに言われますけどもね、交流拠点助成というのは具体的にどういうことが交流拠点整備になるのかですね。あの限られたスペースの中で、5社の人たち全てが100万円ずつ使ってどういうことを町として助成する対象として想定されているのか、その辺はいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

本町として、先ほどからございますように、税金を投入してこういう形で援助させていただくわけがございます。ですから、そういったサービスをするのに、その業者だけではなくて和東町をアピールするような、和東町の茶業をアピールできるような縁側ではないですけども、そういった形の場所を設置していただいて、ベンチを置くとか、そういった施設をつくっていただくとか、広域的に活用できるようなものをつくっていただくところ、国の制度としてのらないところを重点的に茶源郷エリアの中で頑張らせていただいている事業ということで、申請部分につきましても要綱でございます。出てきた段階で中身を見させていただきまして、国の制度にのるかからないかというところも吟味しながら、今、言いました和東町の経済牽引事業の計画、国が同意していただきました計画にのった事業であるというところを精査させていただきまして、補助金を交付したいというふうには思っておりますので、よろしくお願

します。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今話を聞かしてもよくわからない部分があるんですけどもね、結局、今話でいいますと、交流拠点というのは、あそこに何かつくられると。その周辺に例えば観光客なり住民の方が来られて座れるベンチがあるだろうとか、そこ御飯を食べるとか、そういうスペースをつくっていただけるんで、これで助成しますよというようなことなんだろうかというふうに思うんですけども、でも、それは別にこういうことでなくても、町が必要であったらお茶の駅構想というのは基本的に町の構想なわけですよ。この事業者だけがつくられた構想を支援するんじゃなくて、町がそういう構想をプロジェクトとして持つておられて、それに賛同するという形でこの計画がつけられて、その一部を担わしていただきますというようなことでこの事業者はおられるわけですよ。この事業者がやられようとしている事業そのものがお茶の駅プロジェクトじゃなくて、町のそういう構想があるということが前提になって、その一部を担うということでこういう経過が立てられているということだと思っんですけども。そうであるならば、別に町として必要であるんならば、同じ予算を使うのであれば、町自身がやればいいことだと思っんですけども。だから、そういう点では大変、何のためにこういう助成制度があるのかということも十分議論されてないんじゃないかというふうに思わざるを得ないと思っんです。

それでですね、国や府のいわゆる制度にのらない分を町として支援するんだと言われてますけども、確認なんですけども、例えば、この牽引事業を計画としてつくられたと。牽引事業者があらわれて、そういう事業が具体的に進められていくということになっているわけですけども、じゃあ、その計画をつくった自治体は国や府の制度にのらない部分のいわゆるサポートを行う、そういった制度を必ずつくらなくてはいい

ないというふうになっているのでしょうか。その辺いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

地域未来投資促進法によりますところの計画につきましては、地方創生推進事業交付金、それがつけられるということになっております。

具体的に言えば、本町といたしましては、国がつかない部分についてサポートするという形をとっておりますけど、ほかの町によりましては、推進交付金を使って、ほかの分、ハード事業の部分を補助するというようなこともあるようでございます。でも、本町につきましては、そこまでは踏み込まないという姿勢のほうでやっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる和東町のように、府内で南部のほうで牽引事業の採択を受けているのは木津川市があるわけですが、木津川市さんのほうはこういった独自の制度はないというふうに言っておられました。

というのは、この牽引事業を受けられる事業者さんは、国の法律に基づいた計画を承認された時点で一定の優遇策を受けられるわけです。だから、そういう点では、その優遇策を受けていただくということで計画をつくり、そして、それに基づいた承認作業をしているというお話だったんですけどね、私は、町独自にそれをサポートするという制度が絶対要らないとかいうことを言っているんじゃないんですけどもね、ただ、やはりそれに上乗せして、実際の町として必ずではないものに対してそういう助成を行うというようなことをするのであれば、やはり先ほどから言っているように、

一定の事務的議論と構想そのものの理解というのがなければ、やっぱりこういうものは今の現時点でいえば適切じゃないというふうに私は思うんですね。

そういう点で、先ほどから聞いていますように、助成内容についても一定根拠というものが十分でないし、実際にされるかどうかともわからないような事業にこれだけの予算を組むなんていうことは、現時点で適切かどうかということは大変疑問が多いというように思いますので、その辺についてもうちよっと慎重な検討と議論が必要じゃないかというように私は思うんですけども、その点、町長いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

最初に、木津川市と和東町、先ほども申しあげましたように、単独で手を挙げているのは南部では木津川市と和東町であります。山城地域の市町村ということで手を挙げているということを考えますと、ほとんどの地域が手を挙げていると、こういうことであります。

今回の牽引事業で今お尋ねありましたように、木津川市と承認をいただきました。木津川市は、ご案内のとおり、学術研究都市でありますので、大きな企業が牽引していただろうと思います。事業者が多くいるだろうと思います。そういったところで市町村を促進しなくても、入ってくる業者というのが学研都市の中でたくさん牽引していただく事業が、もうご案内もあるというふうにご理解いただきたいと思います。

和東町の場合はそうした大きな事業者が入って、牽引していただくということにはなかなか得ない。小さな企業、和東町でやっておられる事業者が新しくつくり出していくとか、非常に小規模でやられるわけでありまして。これとて国のほうで全部やられるものでありますので、地域再生計画だけとっといたらいいのかと、こういう感じになるわけなんです。やはりそうした和東町の小規模の頑張っておられる方に

和東町で何とか国・府の補助を受けられないか、そういったものがあれば、ひとつこういう交付金制度を利用して、こういう補助をして応援すると、こういうことも今、大事だろうと、このように思っております。だから、そういう形で今回提案させていただき、予算化をさせていただきました。

繰り返しますが、和東町には大きな企業がなかなかないわけで、本当に応援していただいて牽引していただくことがみんなで支えていかなきゃならんような事業者だというふうに思っております。

その点、私、木津川市・精華町、学術研究都市は本当に大きな企業が入って地域経済を牽引されたと。うらやましいわけなんです、しかし、和東町でこつこつやっている事業者が今後はそういう大きな花が咲くことを、まちづくりの将来を見据えて、これからトンネルも始まりますので、そういうことを含めてやっていきたいなど、このように思った考え方で提案させていただいている次第ですので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もちろん、今、町長が言われますように、いわゆる学研都市といいますか、大きいまちには一定そういった大きな企業が入ってきたりとか、また、おられたりとかいう条件の違いもありますし、また、和東町におきましては、そういう大企業はないわけで、中小の事業者さんが地域を支えられていることは重々わかっております。そういった方が協働して一定のまちづくりの方向に向けて努力されようということ自身は理解しているつもりですけども、ただ、やはりいずれにしましても、一定の構想に基づいて、和東町のような小さな町にしてみましたら、一定、大きな助成だと思いうんすよね。こういった公費をそういう牽引事業というものを承認された方のみしか、今現時点では適用されない。そういう助成金を支出する以上は、やはりどのような助成金

のあり方が要るのかとか、また、どういう内容のサポートが必要なのかということも含めてもう少し丁寧な議論がないと、こういった要綱自身だっていつつくられたのか知りませんがね、実際、説明を受けたのは5月ですよ、議会に対して。多くの住民の方はこんな知らないわけですよ。こういう状況の中でね、こういった一定の額の、何千万円という額の支出を計上するというのは大変丁寧さんに欠けますし、十分理解を得られた中での事業とは到底言えないというふうに私は思いますので、今後さらにこの牽引事業者を、例えば、前に言われたように、星野リゾートであるとか、星野は大手ですよ。大手の事業者にそんな必要なんかどうかというのがありますけれども、いずれにしても、いろんなまだ牽引事業者を募りたいというふうに思っておられるかもしれないけども、どういう事業者が来られるにしてもですね、公費を支出する以上はもう少し慎重な検討と本当に効果的な支援内容というのはどういうものなのかということも含めた、やはり議会や住民を巻き込んだ議論をしていただく中で、進めるならば進めていただきたいと思いますので、そこは強く要望しておきたいというふうに思います。

とりあえず、以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6番、岡本議員、反対。

どうぞ。

○6番（岡本正意君）

議案第26号について反対討論を行います。

まず、1点目に、今回の補正予算は、全体として特定の分野に配分を特化し、極めてバランスを欠いた、または暮らしへの視点を欠いた中身となっているというふうには言わざるを得ません。

例えば、今回の補正額が全体として1億4,920万円となっておりますが、その中で約1億2,000万円程度の規模が観光等の関連事業となっております。

観光事業につきましては、この間の交流人口の増加の中、さらなる受け皿づくりの必要性とともにさまざまな課題も浮上する中で、それに対応するための事業や予算を一定確保する必要性は否めませんが、当然ながら、町政の課題はそれのみではありません。

3月の本予算では、子育て分野での貴重な前進面はある一方で、介護保険料や後期高齢者医療保険料などの値上げ、また、引き下げが期待されながら効果が生まれずに、高い保険税をそのまま据え置いた国民健康保険、また、改善を求める声が多く寄せられている通学補助の拡充など、とりわけ暮らしを支える部分での課題は山積していると思います。

それらに対応するための財源は、先日の専決議案におきまして、多額の積立金が計上され、29年度の決算見込みでも多額の黒字が計上される見込みなど、一定の条件は十分あるというふうに言えます。しかし、今回の補正では、それらの課題の検討が十分真面目に行われた形跡も、また必要な肉づけも全くなく、甚だ暮らしへの視点を欠いた内容と言わざるを得ません。

2点目に、今回の補正予算のほとんどを占める観光関連事業の内容についてですが、二つの問題点を指摘しておきたいと思います。

一つは、見通しに基づいた事業になっておらず、場当たりの思いつきの内容が見られることです。

例えば今回、3,600万円を補正して進める駐車場整備は、前年度から繰り越した予算も含めまして、既に9,000万円ほどの経費がかけられ、今後、大型バスの進入路の区画整備も必要となりますと、この駐車場だけで1億円を超える事業となり、どう考えましても経費がかかり過ぎではないかと思います。

さらには、今になって駐車場を多目的なスペースにするとの説明がありましたが、

当初はそのような説明は全くなく、突然の変更は思いつきとしか思えないものです。仮に必要な事業だとしても、どのような方向性でどういう見通しを持って事業展開するのかをしっかりとった取り組みが今後求められると思います。

二つ目には、十分な情報開示と住民的な議論と合意に基づいた内容になっていないということでもあります。

今回の補正では、国の法制度に基づいた地域経済牽引事業者への支援に関する予算が計上されておりますが、その根拠となっている「お茶の駅構想」なるものは、これまで議会にも住民にも具体的な内容が示されたことはなく、住民的な議論も合意もあるとは言えません。事業の内容の是非はともかくとしても、その構想を根拠として特定の事業者のみに公費を支出するのであれば、なおさらに丁寧なプロセスが必要と考えますが、そのような形跡は全くありません。

今回の補正の根拠である牽引事業者への町独自の支援制度による支出も、1つ1つの事業の中で根拠のある取り組みになっているとは言いがたく、また、牽引事業の推進にとって必須なものではなく、同様に、牽引事業を取り入れている木津川市では、独自の支援制度は採用していません。

牽引事業者は、事業計画の承認により、既に国などからの優遇策を受けられる状態です。それ以上の優遇支援策をどのように行うかは、十分な議論と検討を必要とするものであると考えますし、牽引事業者になるならにかかわらず、必要な支援を広く行うことも含め、再検討を求めたいと思います。

以上の点を指摘させていただき、反対の立場からの討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

賛成です。

議案第26号 平成30年度和束町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の

立場から討論いたします。

人口減少や少子高齢化などの構造的課題に対処するため、地域資源を生かしたまちづくりが求められている中、和東町においては、日本遺産の認定をいただいた茶畑景観を活用した観光振興により交流人口も拡大し、教育観光の受け入れ等、住民との協働によるまちづくりと地域の活力が芽吹きつつあります。

そうした中、今回の補正では、観光客の受け入れと住民生活の安全を確保するため、多目的に有効活用できる駐車場の整備や犬打ち峠トンネル化の実現を目指した和東町を満喫できる拠点づくりとして、老朽化したグリーンティ和東の施設改修、さらに地域の雇用創出と低迷する商工業の活性化を目指した地域経済牽引事業を近隣町村に先駆けて着手されるなど、和東町の積極的なまちづくりが伺えるものであります。

さらに、老朽化した診療所を今後どのようにしていくのか、住民の意見を聞きながら検討される予算が計上されており、福祉のまちづくりに向け、大きく歩み出されています。

また、住民生活に欠かせない町道整備事業やマウンテンバイクの国際大会に向けたコースの設計事業等を計画的にかつ多方面にわたり予算編成されており、そして、目まぐるしく動く社会情勢に迅速に対応された予算となっております。

以上、地域経済を牽引する事業を初め、今後、和東町全域に経済の好循環をもたらす、住民生活の活力向上と活性化につながることを期待いたしまして、一般会計補正予算（第1号）に対する私の賛成討論といたします。

議員各位のご賛同を賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第 26 号 平成 30 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第 26 号 平成 30 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 27 号 平成 30 年度和束町簡易水道事業特別会計特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 27 号 平成 30 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 28 号 平成 30 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 28 号 平成 30 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 29 号 平成 30 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 29 号 平成 30 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから 2 時 40 分まで休憩します。

休憩（午後 2 時 26 分～午後 2 時 40 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、議案第 30 号 和束町税条例等の一部を改正する条例を議題といたしま

す。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第30号 和東町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

少子高齢化の克服に向けた「生産性革命」と「人づくり革命」を今回の考え方の柱にした平成30年度税制改正大綱が決定され、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、関連する和東町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第30号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第30号

#### 和東町税条例等の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成30年6月20日提出

和東町長 堀 忠雄

議案の説明でございますが、議長お許しをいただいておりますので、26ページの和東町税条例の一部を改正する条例の概要によりましてご説明申し上げます。

まず、改正理由でございます。

先ほどの提案理由にもありましたように、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴うものでございます。

続きまして、改正の概要でございます。

まず、個人町民税。

個人の町民税の非課税の範囲を定めております第24条の関係でございます。

障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件の引き上げということで125万円が135万円に引き上げとなります。

控除対象配偶者の定義の変更ということで、同一生計配偶者という定義となります。

均等割非課税限度額の引き上げ（前年の合計所得金額が右欄の以下の場合、均等割を課さない）ということになっております。改正前が28万円×（控除対象配偶者・扶養親族数+1）でございますが、改正後は、同様の人数にプラス10万円となります。

所得控除を規定しております第34条の2でございますが、基礎控除額に所得要件が創設されます。前年の合計所得金額が2,500万円以下という所得要件が創設されます。

調整控除（第34条の6）でございますが、調整控除に所得要件が創設されるということで、こちらも2,500万円以下ということになっております。

附則第5条で、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等を定められております。総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額ということで、35万円×（同一生計配偶者・扶養親族の数+1）が改正前でございますが、改正後につきましては、さらにプラス10万円されるということになります。

続きまして、町たばこ税でございます。

製造たばこの区分（第92条）が創設されます。加熱式たばこについてでございます。

めくっていただきまして、27ページでございます。

また、製造たばことみなす場合ということで、第93条の2。

加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたものは製造たばことみなし、製造たばこの区分は加熱式たばことするという規定となります。

たばこ税の税率（第95条）でございますが、3段階で引き上げとなりまして、1,000本につき現行5,262円が第1段階では5,692円、第2段階では6,122円、第3段階では6,552円となります。

第1段階につきましては、平成30年10月1日、第2段階は2年後の平成32年10月1日、第3段階は平成33年10月1日でございます。

第94条のたばこ税の課税標準、紙巻たばこの本数への換算方法の見直しということで、アとイと二つございます。

アでは、加熱式たばこの重量に基づく換算方法に用いる重量は、フィルターその他の一定の物品の重量を含まない重量とし、当該重量0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する。

イとしまして、加熱式たばこの小売定価に基づく換算方法を導入し、紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算するというものでございます。

実施時期は、5段階ということで表をつけておりますので、また、お目通しいただきたいと思っております。

続きまして、固定資産税でございます。

固定資産税の課税標準の軽減ということで、附則第10条の2第26項が創設とい

うこととなります。

市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるもののうち、生産性向上の実現のための臨時措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格に2分の1を乗じて得た額とするということで、課税標準額を2分の1とするということになります。また、中でも重点的に取り組む業種にあってはゼロ、免除するというようになります。ただし、生産性向上の実現のための臨時措置法の制定が前提となっております。

改正条例の施行日でございますが、多岐にわたりますので、一覧表をつけておりますので、こちらのほうにつきましてもお目通しいただきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

確認の意味で質問したいんですが、今回の固定資産税の中小企業の設備投資に係る固定資産税の減免措置ということでただいまご説明をいただきました。ここでは、今回、この制度は国で制定されたものでございますが、課税標準を最初の3年間価格に2分の1を乗じて得た額とする。そして、また、その次には、中でも重点的に取り組む業種によってはゼロとするというふうに書かれております。このところはこういった分け方といいますか、段階といいますか、自治体によっては全てをゼロにしているところがございます。大きなところでは自治体で決めてゼロにしていこうというような声も聞いておりますが、本町ではどのように区分されて、どうなっていくのか、その確認をお願いしたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、この議案の概要にも書いておりますが、市町村導入促進基本計画に適合するというのが前提となっております。その中で重点項目であるというものに対してはゼロであるということで規定しておりますが、導入促進基本計画につきましては、税務課ではないですので、またその辺、関係課と調整したいと思います。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

次に、対象者ですけれども、これは町内における中小企業、そして計画をきちっと立てる、国に申請をするところというふうには思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

中小事業者の定義ということになるかと思えます。この制度で対象となる中小企業者等につきましては、三つ要件がございます。まず、資本金の額、または出資金の額が1億円以下の法人、資本、または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、三つ目が、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人と、この三つの要件となっております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

我が町では大きい方もいらっしゃるかも知れませんが、適用という形では茶農家さんが申請されるという場合もあるかも知れませんが、それでですが、今回このような国の制度を周知していくという、こういう制度ができましたよということをやはりお知らせしていくということが大事だと思うんです。それで、今後そういう住民周知ですね、どういったふうにされていくのか、その辺を確認したいと思います。

○ 議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○ 税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

税の立場からの周知ということでご理解いただきたいと思いますが、この議案、ご可決いただきましたら、また、関係課と協議しながらではございますが、ホームページ、または広報紙等を通じて周知させていただきたいと思います。

○ 議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

よそのホームページを見てますと、こういう制度が始まりましたということで、我が町ではこのように対応しますというような募集とともにホームページでお知らせをされております。そういうところもたくさんございますので、本町でもチラシ等もございまして、中小企業庁が出しております設備投資を支援しますという、これは本当に中小企業の方にとりましてはラッキーなお話なんです。これから拡大をしていきたい、投資をしていきたいと思っていらっしゃる方にも適用できますので、やはりその辺を商工会等も交えながら、そして使うものは使う、こういう制度がなくても拡大しようとしている方もいらっしゃいますので、やはりこういう制度を使って拡大していく。それこそ、これからやっていただきたいなと思います。

商工会にもやはり巻き込んで、こういう制度がありますということもちゃんとお伝えしていただきたいと、その辺をお願いしておきたいと思います。

いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

この計画の担当課も含めまして、もちろん商工会も当然関係していただくことになるかと思いますので、その辺、十分調整をして進めたいというふうに思います。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第30号 和東町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第30号 和東町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第31号 和東町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第31号 和東町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例につきましての提案理由を申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律により同意を得た本町の地域経済牽引事業の促進に係る基本計画では、本町の基幹産業である茶の生産と茶業の6次産業化を推進し、和東茶の地域ブランドを確立することで観光産業のさらなる拡大を図る。

また、観光産業では、教育観光の誘致、インバウンド観光の推進を主としてその体制整備に努め、交流人口25万人を達成する。そのためにも今後、官民が連携し、地域経済牽引事業を促進することで、茶業従事者のみならず衰退が著しい小売り・サービス業等地域内の他の産業にも経済的波及効果をもたらし、外貨の獲得と地域内好循環を生むことを目指していますが、本事業の促進のためには事業者が事業展開しやすい環境整備が必要であることから、今回、税制面での支援として和東町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、議案第31号のご説明を申し上げます。

議案第31号

和東町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に  
関する条例の制定について

上記議案を提出する。

平成30年6月20日提出

この条例制定につきましても、議長のお許しをいただいておりますので、資料N o . 3 1 の条例の概要によりまして説明をさせていただきたいと思えます。

まず、制定理由でございます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に定める基本計画のうち、主務大臣の同意を得た基本計画（同意基本計画）により定められた促進区域（同意促進区域町全域）、和東町の場合は町全域となっております。促進区域内に法による承認を得た地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施する事業者を支援するという事柄でこの条例を制定いたしたく提出させていただいた次第でございます。

条例の概要でございます。

まず、第2条で固定資産税の課税免除をうたっております。

同意促進区域内において、法による承認を得た地域経済牽引事業計画に従って行う地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令第2条に定める施設を設置した事業者が所有する省令第3条第2号に定めるものに対して課する固定資産税を免除することができるということになっております。

ここで、省令第2条としてどういうものが該当するかということで、要件を二つ挙げております。

この省令としては、長い名前ですが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令となっております。

その第2条で要件として二つ挙げられております。

一の施設であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価格の合計額が1億円（農林漁業及びその関連業種に係るものにあつては、5,000万円）を超えるもの。

もう一つが、当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積の占める割合が2分の1以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が2分の1以上のものとなっております。

省令第3条第2号につきましては、固定資産税を免除するという内容になっております。

第3条では、課税免除の期間ということで、対象資産について、最初に固定資産税を課することとなった年度以降3箇年としております。

第4条では、課税免除の申請等ということで、固定資産税の課税免除を受けようとする者からの申請により、免除の可否を審査するとしております。

第5条では、免除の取消ということで、虚偽の申請その他不正の行為によって免除の決定を受けた者については、その全部又は一部を取り消すということにしております。

条例の施行日につきましては、公布の日から施行ということになっております。

また、この運用と申しますか、申請等の手続的なことにつきましては、規則を制定し、運用したいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第31号 和東町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第31号 和東町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第32号 和東町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第32号の提案理由を申し上げます。

和東町第4次総合計画後期基本計画及び和東町過疎地域自立促進市町村計画に定める総合保健福祉施設の整備を円滑に進めるべく、当該施設整備の調査及び審議を行う保健・福祉・医療等の各関係者で組織する検討委員会を設置する必要があるため、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、議案第32号の説明をさせていただきます。

議案第32号

和東町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例の制定について

上記議案を提出する。

平成30年6月20日提出

和東町長 堀 忠雄

続きますして、めくっていただきまして、設置条例なんです、議長のお許しをいただいておりますので、さらにもう1枚めくっていただきまして、概要のほうで説明させていただきます。

資料No.32でございます。

和東町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例 概要といたしまして、制定の理由といたしまして、和東町第4次総合計画後期基本計画及び和東町過疎地域自立促進市町村計画に定める総合保健福祉センターの整備を円滑に進めるべく、当該施設整備の調査及び審議を行う保健・福祉・医療等の各関係者で組織する検討委員会を設置する必要があるために提出させていただいております。

条例の概要といたしましては、①委員会名称：和東町総合保健福祉施設整備委員会、②委員定数：12名以内、③委員構成：（1）町議会代表、（2）学識経験者、（3）保健、医療及び福祉関係者、（4）その他町長が適当と認める者で構成を考慮しております。

④委員任期でございます。

委嘱・任命の日から調査及び審議が終了するまでを予定しております。

条例施行日、平成30年7月1日。

その他の条例の一部改正。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

（報酬）

総合保健福祉施設整備検討委員 1回につき2,000円。

（費用弁償）

町長が必要と認めるときは、特別職の職員が会議に出席する経費として町長が定め

る額を費用弁償として支給することができる。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回、いわゆる保健福祉センターというものを今後整備していくということで、こういった委員会が設置されるということは、大変喜ばしいことだというふうに思うんですけど、まだ仮称であると思いますけども、総合保健福祉というものを大体どれぐらいのスパンでもって検討し、整備していくというような一定のめどというものがどの程度考えておられるのか、その辺まずお尋ねしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

これは本当に、今もお尋ねありますように、住民の大きな課題でありまして、健康に一番大事なところ、福祉の拠点でありますので、この第4次総合計画基本計画に基づいた計画内で実現をしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解のほうをよろしくしたい。

これは早期にかかりたい内容でありますので、具体的にこの日というのは、委員会とも十分内容を見定めた上で決定いたしますが、この計画内で早期に実現をさせたいと、こういうつもりで進めてまいりたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、総合計画の基本計画の期間内ということで、できるだけ早期にやっていきたい

というお話がありました。それでですね、今回、委員として12名以内ということで、幾つか構成についても提案いただいているわけですが、学識経験者、保健・医療及び福祉関係者というのは、こういうものをつくる上ですから、そういう関係者であるというのは想像できるんですけども、大体想定されてる、どういう方で構成しようというのがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

まず、初めに、学識経験者のところでございますが、まちづくり等の政策とか経験豊かな大学の先生等を考えております。きょうのこの議案が可決されましたら、直ちに選任のほう当たりたいと思っております。

続きまして、保健・医療及び福祉関係者のところでございますが、一応、想定しておりますのは、保健分野では山城南保健所の代表の方を想定しております。あと、医療分野につきましては、相楽医師会の和東町班の代表の方、また和東町国民健康保険診療所の代表の方、そして福祉分野につきましては、和東町の社会福祉協議会の代表の方、また和東町の民生児童委員協議会の代表の方、和東町老人クラブ連合会の代表の方、和東町身体障害者協議会の代表の方を想定しております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それで、一定のここでの議論というのは、こういう委員さんのメンバーにおきまして議論されると思うんですけども、ただ、やはり大事なのは、今回、町としては、ある意味、初めての総合保健福祉施設を整備していくということですから、できるだけ広くいろんな意見というものを集約して、この委員会での議論も活発化していくとい

うことが大変大事だと思うんですけども、そういった意味で、例えば、職員の中の部分であるとか、また、住民の皆さんからいろいろ意見などを聞いていくであるとか、そういった取り組みも大変必要になってくるというふうに思うんですね。その辺でもし具体的に考えていることがあればお願いしたい。

それから、やはりこの委員会ですね、公開制というのは大変大事だと思っています。もちろんいろんな意味で、時と場合によっては一定非公開ということもあるかもしれませんが、できるだけ住民に開かれた中で委員会を開いていただいて、また結果についても公開もしていただくということも進めながら、忌憚のないいろんな意見を交流させながらみんなで作っていくということが大変大事だと思うんですけども、その辺の見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

広く意見を求めることにつきましては、一般公募の委員さんとかも選出する予定をしております、きょう提出させていただいております中の4番目ですね、その他町長が適当と認めるもの、こちらのほうで一応公募させていただいて、広く住民さんとか、いろんな方のご意見をいただこうかと思っております。

次に、委員会の公開制というお話ですが、委員会が策定できましたら、メンバーの選任とかできたら、そのほうは関係各署と検討いたしまして、そのような方向も考えていきたいと思いますが、そのとき出ていた意見等につきましては、当然のことではございますが、早急に皆さんのほうにご報告できるような形でやっていきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

先ほど来ありましたように、大変求められている施設でもありますし、今後、高齢化なども進めていく中でですね、介護も含めまして大変連携できて、拠点になるような施設として整備されることが大変求められております。

また、これは今後の議論になると思いますけども、一定、こういった保健・医療以外の部分でのスペースでありますとか、また事業でありますとかということも含めまして、今後また意見が出てくるとは思いますけども、いずれにしても、やはり職員であれば現場で保健業務や医療業務に当たっておられる方も多くおられますし、そういった方の現場の声というのもぜひつくり上げていただき、また、住民の皆さんのいろんなニーズも含めて意見を広く公開性を持ってこの委員会を進めていただくことを強く要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 3 2 号 和東町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 3 2 号 和東町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 7、発議第 4 号 カジノ解禁、推進に反対し中止を求める意見書を議題とい

たします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

日本共産党の岡本です。

発議第4号 カジノの解禁、推進に反対し中止を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

何よりもカジノは刑法が禁じる犯罪行為であります。なぜ犯罪なのか。それはカジノが人からお金を巻き上げることで利益を上げ、人をギャンブル依存症に陥れ、生活や健康を破壊し、時には命をも奪うことにもつながる、いわば人の不幸の上に成立するビジネスだからではないかと思えます。

この明らかな犯罪行為を「IR」という隠れみので粉飾し、「成長戦略」「地域活性化」という美名のもとに合法化するのが、今、安倍政権や自民、公明与党などが通常国会で会期を延長してまで強行しようとしている「カジノ実施法案」だと思います。

カジノを解禁、推進することは、これから提案する意見書でも述べているように、社会的にも経済的にも明らかな墮落であり、政治の墮落です。犯罪行為もカネもうけのためなら合法化しても構わない。このような誤った、恥ずかしいメッセージを、とりわけ次代を担う若い世代や子供たちに送ることにならないように、私たち議会が大人の代表として毅然とした姿勢を示すことが必要であり、大切だと考え、この意見書を提案するものです。

それでは、別紙の意見書を朗読いたしまして、提案にかえさせていただきます。

発議第4号

カジノの解禁、推進に反対し中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成30年6月20日

和東町議会議長 岡田 勇 様

カジノの解禁、推進に反対し中止を求める意見書

政府・与党は、今通常国会での「カジノ実施法案」の成立に躍起となっているが、世論調査でも今国会での成立に反対する声が約7割を占めるなど、カジノの解禁、整備に多くの国民が反対していることは明らかであり、政府・与党は国民の声に耳を傾けるべきである。

政府・与党は「カジノ単体の解禁ではなく、I R（統合型リゾート）の一部としてカジノを実施するもの」としているが、観光施設を整備するだけなら新たな立法は必要なく、I Rの収益面での原動力としてカジノを解禁することが法案の本質である。

また「経済効果がある」との理由も、政府自身が「効果を定量的に試算するのは困難」としており、ギャンブル依存症や副次的な犯罪被害など、カジノがもたらす必然的なマイナス効果は全く考慮しないなど、何の根拠にもならない。最も不安視されているギャンブル依存症への対策も極めて不十分である。

政府・与党は「世界最高水準のカジノ規制」と称して打ち出した内容が、日本人の入場、利用について、①7日間に3回、28日間に10回まで可能、②1回の入場料を6,000円にするというもので、全く規制に値しないもので、「何が世界最高だ」との批判が相次いでいる。

さらに問題なのが、法案が、カジノ業者が客に掛金を貸す「特定資金貸付業務」を認め、際限のない「カジノ地獄」にはまり込む仕組みとなっていることである。

以上のように、国民の声という点でも、法案の内容という点でも、カジノを解禁・推進する根拠はなく、法案を撤回もしくは廃案とし、断念すべきである。

そもそもカジノは刑法が禁じる犯罪行為である。政府・与党が期待し、宣伝する「経済効果」や「もうけ」は、人から金を巻き上げ、ギャンブル依存に陥れ、生活も人生も破壊することで生まれるものであり、社会的にも経済的にも極めて不健全であ

り、墮落である。

政府におかれては以上の点を踏まえ、カジノの解禁、推進を直ちに中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月20日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

国土交通大臣 石井 啓一 様

京都府相楽郡和東町議会

以上です。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

賛成です。

発議第4号 カジノの解禁、推進に反対し中止を求める意見書について賛成討論を行います。

意見書の冒頭にもあるように、国民多数はカジノの解禁、推進に反対であり、少なくとも今の通常国会で関連法案を成立させる国民的要請は全くなく、政府や与党などは国民多数の声に耳を傾け、法案を撤回、もしくは審議未了とし廃案とすべきです。

安倍総理や与党などが強調する「カジノはIR、総合型リゾート施設の一部にすぎない」との言い分は、問題の本質を隠蔽し、ごまかす極めてこそくな態度であります。IRの利益の7割がカジノでの収益であり、まさにカジノはIRの一部どころか、なくてはならないエンジンであり、カジノあつてのIRです。と言うより、カジノ単体では余りに露骨なため、観光やリゾートというきれいな包装紙でカジノという犯罪行為をごまかしているだけであり、極めて悪質です。

安倍総理が誇らしげに説く、「世界最高水準のカジノ規制」なる内容は、規制に値しない、むしろ依存症をふやす危険性が高い、ひどいものです。7日間に3回、28日間に10回も入場でき、カジノは24時間営業であることから、72時間連続でカジノに滞在できることにもなります。

年間に120回も入場できることは規制とは言わず、「働き方改革」法案で過労死ラインを遥かに超える100時間まで残業を認めることを「上限規制」などと平気で言うのと同じであります。世界最高水準などと言いながら、ヨーロッパでは実施されている時間制限や掛金額の制限、賭け金額の事前決定などもないばかりか、カジノ業者が客に掛金を貸す「特定資金貸付業務」まで採用し、果てしないギャンブル依存や多重債務者を生み出す仕組みまでをつくろうとしています。これは、多重債務問題をきっかけに改正された貸金業法で過剰な貸し付けを抑制する施策がとられていることや、公営ギャンブル、パチンコで事業者が現場で貸し付けをすることはないし、あつてはならないこととなっていることと比べても余りに異常であり、真面目に依存症対策をやる気などさらさらないとと言えます。

そもそも日本は今でも「世界最高水準」のギャンブル大国と言われており、競輪、競馬、競艇、スポーツくじなどの公営ギャンブルを初め、パチンコなども遊技と称して公然と営業される中、4年前の厚生労働省の調査でも、ギャンブル依存症の疑いがある人が536万人もいるとされ、成人全体では国民の4.8%に当たり、アメリカの1.58%、香港の1.8%、韓国の0.8%など、世界に比べましても際立って高

い数値になっております。この上に民間カジノまで解禁し、ザルのような規制のもとで、箇所数がふえていけば、ますます深刻化することは火を見るよりも明らかではないでしょうか。

それだけの問題をわかりながら法案を強行するのは、人の命や健康、生活よりも金もうけを優先するというモラルハザードであり、もし知らずにわけもわからずに強行するのならば、無責任のきわみとしか言えない。いずれにしても政治的な墮落でしかありません。

安倍政権は、今年度から義務教育における道徳を教科化し、子供たちに「人はどうあるべきか」などと教え込もうとされておりますが、一獲千金の賭博という犯罪行為を都合のよい勝手な理屈で合法化し、恥ずかしげもなく金もうけの道具にすることをよしとする政府・与党のやり方こそ道徳に反し、極めて害悪と言わなければならず、到底、子供たちに胸を張って誇れるものではないのではないのでしょうか。最低限の社会や経済・政治の、そして人のあるべき良識を大人の代表としてしっかりと示していただきたいというふうに思います。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第4号 カジノの解禁、推進に反対し中止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第4号 カジノの解禁、推進に反対し中止を求める意見書は否決されました。

日程第8、発議第5号 国民健康保険制度の構造問題」の早期解決を求める意見書

を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

発議第5号 「国民健康保険制度の構造問題」の早期解決を求める意見書について提案理由を申し上げます。

ことし4月から国保制度の運営に都道府県が加わることとなりましたが、期待された高過ぎる国保税の引き下げもなく、財政運営が安定したわけでもなく、近い将来の負担増が早くも叫ばれるなど、一体何のための都道府県化なのかが早くも問われています。それは、国保制度が抱える構造的な問題にメスが入らず、問題を先送りしているからではないかと思えます。

国民皆保険を支えている国保制度の行く末は、国保への加入者割合が高い本町の住民生活、医療、保健を支え、充実させていく上でも極めて大切な問題と考え、一日も早い国保制度の構造問題の解決を求める立場から、本意見書を提案いたします。

それでは、意見書を朗読いたしまして、提案とさせていただきます。

発議第5号

「国民健康保険制度の構造問題」の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成30年6月20日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 岡田 勇 様

「国民健康保険制度の構造問題」の早期解決を求める意見書

国民健康保険制度（国保）は「国民皆保険」を支え、国民の命と健康を守ることを目的とした社会保障制度です。しかしながら、度の現状は、国の財政支援の縮小とともに、年金生活者や失業者の増加など保険加入者の構造変化による保険財政の悪化、

脆弱化の中、極めて厳しくなっています。そのような中、国民健康保険制度が抱える構造問題が深刻になっています。

「国保の構造問題」とは、何よりも保険税の負担が、協会けんぽや組合健保の保険料に比べて異常に高過ぎることです。

現在、国保は、従来の自営業者や農家などとともに、高齢者や失業者など低所得層が多くを占める「社会的弱者の医療制度」となっており、そもそも負担能力が低い実態があるにもかかわらず、保険料負担は協会けんぽなど被用者保険より高くなっています。この構造的な矛盾は政府自身も認めざるを得ず、全国知事会など地方団体は一致して解決を求めています。

「国保の構造問題」を生み出した原因は、加入世帯の貧困化と高齢化の進行による財政基盤の脆弱化にもかかわらず、政府が国庫負担を削減し続けたことにより、被保険者の保険税負担が高騰したことにあります。さらには、高騰した保険税を払えない滞納者には保険証の取り上げや容赦ない差し押さえなどのペナルティが課せられる中で、生活や健康の破壊が進み、国民の命と健康を守るべき国保が逆に命を脅かすという本末転倒状態となっています。

全国知事会など地方団体は、「構造問題」の解決策として、①保険税をせめて協会けんぽの保険料並みに引き下げのため、1兆円の公費負担増を行うこと②子育て世帯の国保税を高騰させる要因である「均等割」を見直すこと③子どもの医療費無料化を行う自治体への国庫負担減額のペナルティをやめることなどを要望しており、政府におかれては、この声に耳を傾け、「構造問題」の早期解決に取り組まれるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月20日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

賛成です。

発議第5号 「国民健康保険制度の構造問題」の早期解決を求める意見書について賛成討論を行います。

国保制度の構造問題の解決は、「国保の都道府県化」の検討過程の中で全国知事会など地方団体から提起され、強く主張されてきた問題であります。「国保の構造問題」とは、意見書にもあるように、現在の国保が低所得層が多いなど「社会的弱者の医療制度」となっているのに、国保よりも所得が比較的高い層が加入している協会けんぽなど被用者保険よりも保険税負担が高くなっている現象のことであります。この逆転現象とも言うべき問題の原因をつくったのは、非正規労働の拡大など雇用環境の劇的な悪化、年金のカットなどとともに、国保への国庫負担の削減を進めてきた政府自身です。政府はそのツケを、保険税の値上げや滞納者への強権的な取り立てなど、被保険者に押しつけてきた結果、ますます国保が抱える矛盾は深まっております。

政府はそのツケを都道府県化によって乗り切ろうとしましたが、それに対して知事会など地方団体が「国保の構造問題の解決」を掲げ、意見書にあるような要望の実現

を政府に求めています。中でも、協会けんぽ並みの保険税にするために1兆円規模の公費負担を実現することや、重い負担の原因になっている均等割の見直しは大変大事な指摘であり、その実現の声を上げていくことが強く求められているのではないかと思います。

以上の点を指摘いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第5号 「国民健康保険制度の構造問題」の早期解決を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第5号 「国民健康保険制度の構造問題」の早期解決を求める意見書は否決されました。

日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第10、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することに  
ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付するこ  
とに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

第2回和東町の議会が閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただ  
きたいと思えます。

まず、最初に、今回の定例議会に提案させていただいた全議案につきまして、原案  
どおりご承認をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

今回も一般質問、そして各議案を通じて議員の皆さん方から本当に貴重なご意見を  
いただきました。今後、行政を進めるに当たり、皆さん方からいただいたご意見等を  
真摯に受けとめながら、今後の行政運営に当たらせていただきたいと思いますので、  
今後とも議員の皆さん方の一層のご支援、ご指導、ご協力を賜りますことを切に願  
い申し上げます。

まだまだ、梅雨の真ただ中と、こういうときでございます。どうか健康には十分  
ご留意いただきまして、議員活動にご精進賜りますことをお願い申し上げまして、甚

だ簡単でございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

これをもちまして、平成30年和束町議会第2回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時41分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 30 年 8 月 20 日

和東町議会議長 岡 田 勇

署名者

和東町議会議員 岡 田 泰 正

〃

和東町議会議員 岡 本 正 意